

イギリスの2011年テロリズム防止及び調査措置法 —テロリスト容疑者対策の変遷—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

【目次】

はじめに

I 過去のテロリスト容疑者対策

- 1 外国人を対象とする「国際テロリスト容疑者」認定
- 2 国籍を問わない管理命令

II 2011年テロリズム防止及び調査措置法

- 1 2011年法導入の経緯及び更なる改正
- 2 2011年法の主な規定
- 3 強化テロリズム防止及び調査措置

おわりに

別表1：テロリスト容疑者に対して発動可能な特別措置

別表2：2000年テロリズム法以降のテロ関連立法と主な内容の変遷

翻訳：2011年テロリズム防止及び調査措置法

補記：2011年テロリズム防止及び調査措置法附則第1の概要

はじめに

イギリスは21世紀に入って労働党政権下でテロリズム関連法の整備が進められ、テロリスト組織への参加やテロリズムの奨励等を犯罪化し、これらに対する処罰規定が設けられてきた。しかし、現実にはテロリスト容疑者すべてを裁判にかけることができるかは別問題である。

イギリスでは通信傍受で得た証拠を裁判で使うことができない⁽¹⁾上、証拠の中には外国の情報機関が拷問等を通じて得た可能性があるものがあるとされることや、公開された刑事訴訟⁽²⁾で証拠を開示することが国家安全保障にとって望ましくない等の理由から、裁判そのものを行うことが難しいこともあり、政府はテロリストを無力化する安全保障上の必要性和「公正な裁判を受ける権利」(欧州人権条約第6条)⁽³⁾を保障する人権上の配慮の間で、何度も法改正を繰り返してきた。

2011年テロリズム防止及び調査措置法(Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011 c.23、以下「2011年法」という。)は、人権上の配慮に傾く形で、テロリスト容疑者に課す制約をより穏便にする法律として、保守党・民主党連立政権下で2011年12月14

(1) 2000年調査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act 2000 c.23)第17条に基づき禁止されている。次の資料を参照。横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—」『外国の立法』No.214, 2002.11, p.69. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)以下、インターネット情報は2015年11月30日現在である。

(2) 民事訴訟に関しては、最高裁等、一部の裁判所において、非公開の裁判を行うことが2013年司法及び安全保障法(Justice and Security Act 2013 c.18)によって認められている。

(3) 欧州人権条約に関する引用はすべて次の資料に依る。奥脇直也ほか編『国際条約集 2014年版』有斐閣, 2014, pp.369-370.

日に制定された。2011年法は本則31条、附則8から構成され、裁判にかけられないため「容疑者」にとどまる者に過去の法律に比べれば緩和された様々な要求・制限を課すことを定めた。しかし、「イスラム国」台頭とこれに伴うテロリズムの脅威が増大する中、その後2015年対テロリズム及び安全保障法⁽⁴⁾（Counter-Terrorism and Security Act 2015 c.6、以下「2015年法」という。）によって、再び制約を強硬なものとする法改正が施されている。

本誌265号（2015年9月）で2015年法の解説・翻訳を行った際に、これまでのテロリズム関連法の流れ及び目的等を概観したが、本稿においては、その中でも特にテロリスト容疑者対策を扱う法律の変遷を概観し⁽⁵⁾、次に2011年法制定の経緯及び同法の特徴を解説する。2011年法を含めたテロリスト容疑者対策の概要は、本稿末尾の別表1「テロリスト容疑者に対して発動可能な特別措置」を参照されたい。また別表2「2000年テロリズム法以降のテロ関連立法と主な内容の変遷」によって、2000年以降の対テロリズム法の主要な規定の流れを紹介する。そして、2011年法本則の全文を訳出し、特に重要度が高い附則第1についても要約を付す。

I 過去のテロリスト容疑者対策

1 外国人を対象とする「国際テロリスト容疑者」認定

イギリスがテロリスト容疑者対策に本腰を入れる契機となったのは、2001年9月11日アメリカ合衆国で発生した同時多発テロ事件（以下「9.11事件」という。）である。9.11事件から始まった「対テロ戦争」において、イギリスはアメリカと「肩を並べて」（トニー・ブレア（Tony Blair）元首相）行動することになるが、当のアメリカからはイギリスが国内に数多くのイスラム過激派を匿い、テロリストの温床となっているという非難の声が高まっていた⁽⁶⁾。

イギリスには当時約155万人のイスラム教徒がおり、そのうち約60万人がロンドンに在住していたが⁽⁷⁾、ここに海外のイスラム過激派が流入し、資金集めや人員募集を行う活動拠点となっていると非難され、ロンドンは「ロンドニスタン」という綽名が付けられ、さらにはイギリスを攻撃対象から外してもらうために意図的にテロリストを見て見ぬふりをしていると疑惑すら報じられた⁽⁸⁾。

9.11事件後、対米協力を強化し対テロ戦争を進めていくイギリスは、国内のテロリスト容疑者対策を強化する必要に迫られ、2001年12月14日、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 c.24、以下「2001年法」という。）を制定し、その第4部第21～32条「国際テロリスト容疑者」において、国務大臣が外国籍のテロリスト容疑者を「国際テロリスト容疑者」と認定することで国内から排除する対象と

(4) 岡久慶「イギリスの2015年対テロリズム及び安全保障法—「イスラム国」台頭で変わるテロリズム対策—」『外国の立法』No.265, 2015.9, pp.3-50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494203_po_02650002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(5) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法に基づく「国際テロリスト容疑者」認定、及びその後継法である2005年テロリズム防止法の導入経緯については次の資料を参照。岡久慶「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.44-82. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000390_po_022602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(6) Ellen Hale, “Londonistan’ seen as hub for radicals; Britain’s lax asylum laws help give safe haven to extremists”, *USA Today*, 2 November 2001.

(7) 現在ではイギリス全体で約271万人、ロンドンで約100万人といわれる。次の資料を参照。The Muslim Council of Britain, *British Muslims in Numbers: A Demographic, Socio-economic and Health profile of Muslims in Britain drawing on the 2011 Census*, 2015, pp.16, 26. <http://www.mcb.org.uk/wp-content/uploads/2015/02/MCBCensusReport_2015.pdf>

(8) Jamie Campbell, “Why terrorists love Britain,” *New Statesman*, 9 August, 2004, pp.16-17.

し、これが可能でない場合は、自発的に出国するまで刑務所に拘束する規定を設けた。

この拘束規定は、死刑や拷問の可能性のある国への強制退去が欧州人権条約上困難であることを踏まえたもので、1996年のチャハル事件⁽⁹⁾の経験が反映されている。この事件において欧州人権裁判所は、テロリスト容疑者のインドへの強制退去処分は同条約第3条「拷問の禁止」に違反すると判示した。

ただし、裁判も有罪判決も受けないままの拘束自体も欧州人権条約第5条「身体の自由及び安全に対する権利」第1項に違反するが、これに対してイギリス政府は1998年人権法（明示された適用除外）に関する2001年命令（The Human Rights Act 1998 (Designated Derogation) Order 2001、以下「2001年命令」という。）を定め、イギリスがテロリズムの脅威による緊急事態に直面しているという理由を挙げて、同条約第15条「緊急時の適用除外」に基づく同条約第5条からの適用除外（以下「適用除外」という。）を明示するという措置をとった。また、「国際テロリスト容疑者」認定から拘束に関わる2001年法第21～23条は時限的規定とされ、最初は1年半後に、それ以降は1年ごとに延長手続が必要とされていた。

こうして、2001年法第4部に基づき、2004年6月までに、17人が国際テロリスト容疑者の認定を受け、内12人が拘束を受けることとなった⁽¹⁰⁾。

2001年法第4部は、当該規定に係る2種類の不服申立てを特別移民不服申立委員会 (Special Immigration Appeals Commission: SIAC)⁽¹¹⁾が処理することを定めており、国務大臣の判断により非公開審理で行うことが可能であった⁽¹²⁾。不服申立ての争点の1つは国際テロリスト容疑者の認定の是非に関するもので、もう1つが適用除外の是非について審理するものである。

上記の容疑者達は2つの争点いずれについても不服申立てを行ったが、前者については手続を巡る議論、審理に使われる資料の膨大さ及び審理で公開される資料の範囲を巡る議論、日程調整の困難等が重なり、2003年5月から7月に審理が行われ、同年10月29日にSIACが訴えをすべて退けた⁽¹³⁾。

後者については、裁判がSIACから控訴院、そして上院上訴委員会⁽¹⁴⁾にまで続いた。2004年12月16日、同委員会は2001年命令を破棄し、拘束を定めた2001年法第23条が欧州人権条約第5条及び第14条「差別の禁止」と両立しないとの判断を示した⁽¹⁵⁾。審理に参加した委員の多くは、外国籍者に限って適用される権限が差別的であり、かつ適用除外がテロリズムの脅威と比較して「事態の緊急性が真に必要な限度」（均衡性）を逸脱し

(9) The European Court of Human Rights Grand Chamber, *Case of Chahal v. the United Kingdom* (Application no. 22414/93), Strasbourg, 15 November 1996. ([http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-58004#{"itemid":\["001-58004"\]}](http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-58004#{))

(10) House of Lords House of Commons Joint Committee On Human Rights, *Review of Counter-Terrorism Powers: Eighteenth Report of Session 2003-04*, 4 August 2004, pp.69-70. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200304/jtselect/jtrights/158/158.pdf>)

(11) 1997年特別移民上訴委員会法 (Special Immigration Appeals Commission Act 1997 c.68) に基づいて設置された機関で、安全保障等の理由に基づく国外退去、旅券没収に対する上訴を扱う審判所。安全保障に関わる問題について、非公開審理を行うことができる。

(12) 非公開審理については、1997年特別移民上訴委員会法第5条に定められている。

(13) Audrey Gillan, "No right to trial for 10 terror suspects," *Guardian*, 30 October 2003. (<http://www.theguardian.com/uk/2003/oct/30/terrorism.world>)

(14) Appellate Committee of the House of Lords. 2005年憲法改革法に基づき機能が連合王国最高裁判所に移管されるまでは、イギリスの国内最終審であった。

(15) House of Lords, *Opinions of the Lords of Appeal for Judgment in the Cause: A (FC) and others (FC) (Appellants) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent), X (FC) and another (FC) (Appellants) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent)*, 16 December 2004. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200405/ldjudgmt/jd041216/a&others.pdf>)

ていると判じている。

2 国籍を問わない管理命令

(1) 管理命令の導入

上院上訴委員会の判決により、2001年法第4部第21～23条の延長⁽¹⁶⁾は困難となった。拘束したテロリスト容疑者が釈放される事態を恐れた労働党政権は、急ぎ代わりとなる法律の整備を進め、2005年3月11日、2005年テロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act 2005 c.2、以下「2005年法」という。）を制定した。

2005年法は2001年法第4部を廃止し、テロリスト容疑者に「管理命令」（Control Order）を通じて様々な行動の要求・制限を課すことを定めている。とりわけ、上院上訴委員会の指摘を反映して次のような形で2001年法第4部との差別化が図られている。

- ・管理命令に、適用除外しない管理命令と、適用除外する管理命令（24時間の自宅軟禁を想定していた）の2種類⁽¹⁷⁾を定義し、特段の緊急事態が存在しない限り前者で対応する。
- ・管理命令の発動にあたっては、適用除外しない管理命令については国务大臣が裁判所⁽¹⁸⁾の許可を得てこれを行い、適用除外する管理命令については、国务大臣の申請を受けて裁判所がこれを行う。
- ・管理命令の対象者を外国人だけでなく連合王国市民にも拡大する。

2005年法が2011年12月14日に失効するまでに、52人のイスラム過激派系列のテロリズムへの関与を疑われた男性が管理命令の対象となった。命令の有効期間は最短で2～3か月、最長で4年半で、適用除外する管理命令は最後まで発動されることはなかった⁽¹⁹⁾。また2005年法が廃止されるまでに使われた管理命令の運用コスト⁽²⁰⁾は1835万ポンド（約33億円）⁽²¹⁾である。

(2) 管理命令に対する不服申立て

欧州人権条約との整合性を取るため導入された管理命令であるが、これが同条約に違反するという批判は絶えず、多くの不服申立てを受けることとなった。特に重要なのが次の3つの論点である。

- ①適用除外しない管理命令であっても、住居の制限、長時間の外出禁止、電話又はインターネットの使用制限等の併課により、拘禁刑に近い形で自由権を侵害し、同条約第5条に違反すること。
- ②正式な裁判を経ることなく課される①の制限措置が、法律に基づいて有罪宣告を受けるまで罪に問われないとする同条約第6条「公正な裁判を受ける権利」に違反すること。

(16) 2005年3月14日に延長が予定されていた。

(17) 岡久 前掲注(5)ではそれぞれ「適用除外の明示を必要としない管理命令」及び「適用除外の明示を必要とする管理命令」としていたが、本稿では表記を「適用除外しない管理命令」と、「適用除外する管理命令」に改める。

(18) イングランド及びウェールズにおいては高等法院女王座部、スコットランドにおいては民事上級裁判所外院、北アイルランドにおいては北アイルランド高等法院がこれを所掌する。

(19) David Anderson, *Control Orders in 2011: Final Report of the Independent Reviewer on the Prevention of Terrorism Act 2005*, London: The Stationery Office, 2012, pp.9, 25. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228614/9780108511417.pdf)

(20) ここで言う「運用コスト」には、内務省が訴訟費用、管理命令対象者の生活費、監視を維持するための人件費に充てた支出に加え、法律扶助委員会が裁判のため充てた支出が含まれる。ibid., pp.103-106.

(21) 1ポンドは約183円（2015年12月分報告省令レート）として計算する。

③管理命令に関する法的手続が、安全保障上の理由から証拠資料のみならず、具体的な容疑がテロリスト容疑者に開示されないまま行われることが可能であり、同じく第6条に違反すること。

①、②の論点に基づく不服申立ての中で、特に重要とされるのが、2007年10月、上院上訴委員会が3件の管理命令に対する不服申立てに下した判決である。委員会は一連の判決の中で、1日18時間の外出禁止は人権を侵害するが12時間のものについては問題ないとし、適用除外しない管理命令はテロリズム行為の防止を目的としたものであって、懲罰的ではなく、刑事上の罰といえないため、欧州人権条約第6条に違反しないとした⁽²²⁾。

③の論点は2001年法第4部の時から存在したものである。2001年法第4部に基づく不服申立手続は元々非公開審理を前提に設置されたSIACで行われたのに対し、管理命令に基づく不服申立手続においては該当機関⁽²³⁾に非公開審理を行うため裁判所規則を改正する権限が与えられている。2005年法は非公開審理において、法務総裁が容疑者の利益を代表する「特別代理人」を選ぶ規定を設けているが、特別代理人は通常の弁護士のような依頼人に対する義務を負わないことが明記され、容疑者に対して非公開資料の内容を開示することもできない。このため容疑者は自分に有利な弁論を行うための具体的な指示を代理人に与えることができず、これが裁判として著しく公正さを欠くと批判された。

この問題については、2009年6月10日、上院上訴委員会が不服申立てに判決⁽²⁴⁾を下した。この判決に先立ち、欧州人権裁判所において管理命令の非公開審理の是非に言及した判決⁽²⁵⁾が出されており、上院上訴委員会の判決もこれを踏まえたものとなった。欧州人権裁判所の判決は、容疑者が容疑内容について通知され、特別代理人に具体的な指示を与えることができない限り代理人は容疑者の利益を有効に守れない旨言及したが、上訴委員会はこれを進めて、管理命令対象者が容疑に関する十分な情報を与えられ、有効な指示を出せるのであれば、証拠の詳細が非公開であっても公正な裁判が成立するが、判決が非公開の証拠に大きく依存する場合にはそうでないとした⁽²⁶⁾。

II 2011年テロリズム防止及び調査措置法

1 2011年法導入の経緯及び更なる改正

保守党及び自由民主党は管理命令制度に対して批判的であり、2010年5月の総選挙を前に、保守党が政策文書「復旧力のある国家」⁽²⁷⁾において管理命令以外の手段によるテロリスト容疑者対策を考慮することに言及し、自由民主党が管理命令の廃止⁽²⁸⁾を選挙マニフェ

(22) Alexander Horne and Gavin Berman, "Control orders and the Prevention of Terrorism Act 2005," *House of Commons Library Standard Note*, SN/HA/3438, 19 December 2011, pp.10-12. (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03438/SN03438.pdf>)

(23) 2005年法本則及び附則で言及されていないが、この権限を行使するのは控訴院、高等法院及び州裁判所の民事部における規則制定を司る、民事訴訟規則委員会 (Civil Procedure Rule Committee) である。次の同委員会ウェブページを参照。"What we do." (<https://www.gov.uk/government/organisations/civil-procedure-rules-committee>)

(24) House of Lords, *Opinions of the Lords of Appeal for Judgment in the Cause: Secretary of State for the Home Department (Respondent) v AF (Appellant) (FC) and another (Appellant) and one other action*, 10 June 2009. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldjudgmt/jd090610/af.pdf>)

(25) The European Court of Human Rights Grand Chamber, *Case of A. and Others v. the United Kingdom* (Application no.3455/05), 19 February 2009. ([http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-91403#{"itemid":\["001-91403"\]}](http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-91403#{))

(26) House of Lords, *op.cit.*(24), pp.28-29.

(27) A Resilient Nation: National Security Green Paper, *Policy Green Paper*, No.13, [Conservative Party], 2010, p.23. (<http://conservativehome.blogs.com/files/national-security-green-paper---summary.pdf>)

(28) *Liberal Democrat Manifesto 2010*, 2010, p.94. (http://www.politicsresources.net/area/uk/ge10/man/parties/libdem_manifesto_2010.pdf)

ストに掲げていた。このため、同年5月11日に連立政権が成立すると、直ちに管理命令を含めたテロリズム対策の権限の見直しが行われることとなった。

2011年1月に公表された「対テロリズム及び安全保障権限の見直し」において、①管理命令より権利侵害を軽減した新しい措置を導入し、②特段の緊急事態に限って議会の承認を得た上でより強い権限を導入することが言明された⁽²⁹⁾。同年5月23日に①に該当するテロリズム防止及び調査措置法案が下院に提出され、12月14日、2011年テロリズム防止及び調査措置法として成立した。また9月1日には、②に該当する強化テロリズム防止及び調査措置法案（Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures Bill: ETPIM 法案）草案⁽³⁰⁾が公表された。

2011年法制定によって、イギリスのテロリスト容疑者対策は、管理命令からより穏健なテロリズム防止及び調査措置（Terrorism Prevention and Investigation Measures: TPIM）に取って代わられたが、国内外の情勢の変化により、再び強硬措置への揺り戻しを経験することとなった。その大きな要因となるのが「イスラム国」の台頭とそれに伴うテロリズムの脅威増大である。イラク・シリアに渡航し、「イスラム国」の戦闘員となったイギリス市民は700人で、その内半数が帰国しているといわれており⁽³¹⁾、こうしたテロリスト予備軍増大に危機感を抱いた政府は2015年法を制定し、TPIMで課すことのできる制約のいくつかが管理命令に近い強硬なものへと改正された。

2 2011年法の主な規定

2011年法の基本的効力は、国務大臣が裁判所（高等法院）の許可に基づいてTPIMを発動し、テロリスト容疑者に様々な行動の要求・制限を課すというもので、2005年法における管理命令と似通っている。ここでは2011年法と2005年法の違いと、2015年法によって再度加えられた改正について、要点を記述する。

- ① 2005年法の下では管理命令の根拠は、国務大臣が合理的根拠に基づいてテロリズム関連活動への関与を疑うことだったが、TPIMの根拠は国務大臣がテロリズム関連活動への関与を合理的に認めていることで、立証の基準がより厳格になっている。なお、2015年法第20条により、「蓋然性が高い」というより高い立証基準に引き上げられた。
- ② TPIMは管理命令と異なり無制限な更新を行うことができず、新しいテロリズムに関連する証拠が浮上しない限り、2年で有効期間が切れる。
- ③ 管理命令は移住を強制し、又は特定地域から出ることを制限できたが、TPIMではできない。なお、2015年法第16条による追加条項によって、自宅から200マイル以内なら強制移住が可能となり、同第17条による追加で特定地域から出ることを制限することが可能となった。
- ④ 外出禁止、通信及び交流の制限が管理命令に比べて緩和される。

なお、2001年法下の「国際テロリスト容疑者」認定、及び2005年法下の管理命令双

(29) HM Government, *Review of Counter-Terrorism and Security Powers: Review Findings and Recommendations*, Norwich: The Stationery Office, 2011, pp.41, 43. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/97972/review-findings-and-rec.pdf>

(30) *Draft Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures Bill*, Norwich: The Stationery Office, 2011. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/98424/etpim-draft-bill.pdf>

(31) “Who are Britain’s jihadists?,” *BBC News*, 21 December 2015. <<http://www.bbc.com/news/uk-32026985>>

方で問題となった非公開審理については、2011年法も2005年法に似た規定を設けており、附則第4がTPIMに関する裁判手続において非公開審理を行い、通常の弁護士のような依頼人に対する義務を負わない「特別代理人」を指名するために裁判所規則を改正する権限を定めている。ただ2009年6月10日の上院上訴委員会の判決を踏まえ、容疑者又はその代表（特別代理人を除く）が不在の裁判手続の場合は、その概要を事後通知する旨の規則を設けることが可能となっている。

3 強化テロリズム防止及び調査措置

2011年法と並行する形で公表されたETPIM法案草案であるが、これは「異例の事態」において議会に提出される緊急法と位置づけられ、その権限を維持するには1年ごとの更新が必要となる（2011年法は5年）。また議会が解散し、法案審議が難しいときには、2011年法は命令によってETPIM法案と同等の権限を発動する規定を設けている（第26条）。

ETPIM法案草案は、強化テロリズム防止及び調査措置（Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures: ETPIM）により、TPIMより強硬な次のような行動の要求・制限を課すことを可能としている。

- ① 連合王国内の国務大臣が決めた任意の場所に、強制移住を課す。
- ② 特定地域から出ることに制限を課す。
- ③ 16時間までの外出禁止を課す。
- ④ 通信機器所有の完全禁止を課す。
- ⑤ あらゆる他人との交流／連絡に制限を課す。

2012年7月3日から11月23日にかけてETPIM法案草案の提出前審査を行った上下両院合同委員会は、同法案提出が必要な事態に関する政府の定義が曖昧であること⁽³²⁾、実際に法案が提出された時審議に必要な情報が完全に開示されない可能性があること⁽³³⁾に懸念を表明し、ETPIM法案を個別の緊急法とするのではなく、2011年法の改正として導入する方が望ましく、ETPIM法が成立した場合には、2011年法にこれを統合すべきと勧告している⁽³⁴⁾。ただし、①及び②に関しては、II 2 ③で述べたように2015年法による改正で、類似措置を課すことが可能となっており、部分的に勧告が反映された形となった。

なお、政府はETPIM法案草案で導入される措置は、いずれも欧州人権条約の定める権利と両立するとの見解を示しており⁽³⁵⁾、したがって「国際テロリスト容疑者」認定及び管理命令におけるような適用除外は想定されていない。

(32) House of Lords House of Commons Joint Committee on the Draft Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures Bill, *Draft Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures Bill: Reports Session 2012-13*, 27 November 2012, p.11. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201213/jtselect/jtdraftterror/70/70.pdf>)

(33) *ibid.*, p.14.

(34) *ibid.*

(35) *Draft Enhanced Terrorism Prevention and Investigation Measures Bill: Memorandum by the Home Office to the JCHR.* (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/98426/echr-etpim-memorandum.pdf)

おわりに

テロリズム法制独立審査官⁽³⁶⁾が2015年3月に公表した2014年度のTPIM運用報告書によれば、それまでに発動されたTPIMの対象者は10人で、このうち9人が2012年初頭に管理命令の対象から移管された者で、1人が2012年10月に新規にTPIMの対象となった者であった。この10人のうち7人はTPIMの効力が切れる2014年2月から10月にかけて対象から外され、2014年3月時点でTPIM対象者は1人もいない状態となり⁽³⁷⁾、2015年2月28日現在1人が対象となっていた⁽³⁸⁾。

報告書は、TPIMの運用率が低いことに関して、この制度は実効性を失っていると指摘し、制度への信頼回復には、テロリスト容疑者を共犯者又は容疑者に悪影響を与える人脈から隔離することが有効で、管理命令下では実行可能であった強制移住の権限を復活させることが必要であると論じている⁽³⁹⁾。

2015年9月17日にテレサ・メイ（Theresa May）内相が下院に提出した声明書では、8月31日現在のTPIM対象者は3人で、うち2人が強制移住措置を受けたことが明らかにされており⁽⁴⁰⁾、2015年法によって導入された強制移住の権限がTPIMの運用を活性化させたことが窺える。

前労働党政権の管理命令への批判を踏まえ、より制約を緩和する形で導入されたTPIMであるが、「イスラム国」台頭とこれに伴うテロリズムの脅威増大の中、再び強硬な政策への揺り戻しを余儀なくされているものと考えられる。

（おかひさ けい）

(36) Independent Reviewer of Terrorism Legislation. テロリズム関連法制とその運用について独立した立場から審査を行い、報告書を内務省及び議会に提出することを義務づけられた官職。 “The Independent Reviewer’s role.” Independent Reviewer of Terrorism Legislation Website <<https://terrorismlegislationreviewer.independent.gov.uk/about-me/>>

(37) David Anderson, *Terrorism Prevention and Investigation Measures in 2014: Third Report of the Independent Reviewer on the Operation of the Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011*, London: The Stationery Office, 2015, p.5. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/411824/IRTL_TPIMs_2014_final_report_web.pdf>

(38) Theresa May, *House of Commons: Written Statement*, HCWS384, “Terrorism Prevention and Investigation Measures (1 December 2014 to 28 February 2015),” 12 Mar 2015. <<http://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2015-03-12/HCWS384/>>

(39) Anderson, *op.cit.*(37), p.16.

(40) Theresa May, *House of Commons: Written Statement*, HCWS206, “Terrorism Prevention and Investigation Measures (1 June 2015 to 31 August 2015),” 17 September 2015. <<http://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2015-09-17/HCWS206/>>

別表1 テロリスト容疑者に対して発動可能な特別措置

該当規定	対象者	手続・運用	テロリスト容疑者に対する措置
2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第21条-第32条（国際テロリスト容疑者）	外国人であって国務大臣が国家安全保障の脅威となると合理的に認め、かつテロリスト容疑者であると合理的に疑う者	<ul style="list-style-type: none"> ・国務大臣が対象者を「国際テロリスト容疑者」と認定することで発動する。 ・認定を受けた者は、3か月以内に特別移民再審査委員会に上訴することができる。国務大臣は非公開審査を要求できる。 ・認定から6か月後、それ以降は3か月後ごとに、自動的に特別移民上訴委員会が認定の是非を再審査する。 ・「国際テロリスト容疑者」認定と拘束に関わる2001年法の規定（第21条-第23条）は15か月で失効するが、国務大臣は議会両院が承認した命令によって1年延長することができる。 ・この規定を可能とするために、別の命令を定め、欧州人権条約第5条「身体的自由及び安全に対する権利」第1項からの適用除外（以下「適用除外」）を明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際テロリスト容疑者」と認定された者は、強制退去、国外退去及び入国拒否等の入国管理法に基づく国内からの排除を行い、又これが不可能な時は同じく入国管理法に基づく国内からの排除に先立つ措置として刑務所に身柄を拘束する。 ・拘束自体が国内からの排除に先立つ入国管理法上の措置であるため、自発的に出国することで拘束は解除される。
2005年テロリズム防止法	国籍を問わず、国務大臣が合理的根拠に基づいてテロリズム関連活動への関与を疑う者（適用除外しない管理命令）又はテロリズム関連活動への関与の蓋然性が高いと判断する者（適用除外する管理命令）	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第21条-第32条（国際テロリスト容疑者）を廃止する。 ・国務大臣は、裁判所の許可に基づいて、適用除外しない管理命令（non-derogating control order: NDCO）を定めることができる。緊急時は裁判所の許可は事後でもよい。 ・NDCOの許可を出すにあたり、裁判所は審査を行い、命令の承認、破棄、変更等を国務大臣に指示することができる。審査は非公開であってもよい。 ・NDCOに関わる状況の変化があったと対象者が判断したとき、命令の取消し又は修正を国務大臣に申請することができる。また国務大臣は同様の状況の変化があったと判断したとき、随意に命令の取消し、緩和又は修正を行うことができる。 ・NDCOが更新、又は修正されたとき、対象者は命令の破棄又は修正を求めて上訴を行うことができる。 ・NDCOは12か月効力を有し、更新することでさらに12か月延長することができる。更新回数に上限はない。 ・裁判所は、国務大臣の申立てに基づいて、適用除外する管理命令（derogating control order: DCO）を定めることができる（注1）。 ・DCOを定めるにあたり、裁判所は予備審査及び正式審査を行い、命令の承認、破棄、変更等を決定することができる。予備審査は非公開であってもよい。 ・対象者及び国務大臣は、DCOの破棄又は修正を求める申請をいつでも裁判所に行うことができる。 ・DCOは6か月効力を有し、更新することでさらに6か月延長することができる。更新回数に上限はない。 ・NDCOとDCOの違いは、後者の場合、発動条件として、欧州人権条約第5条（身体的自由及び安全に対する権利）の適用除外が必要となる公の緊急事態が存在することである。 ・国務大臣は管理命令権限の行使について3か月ごとに議会に報告を行い、テロリズム法制の独立審査官は2005年法の運用に関する審査の報告書を1年ごとに国務大臣に提出し、国務大臣はこれを議会に提出する。 ・管理命令に関わる2005年法の規定（第1条～第9条）は法律制定後1年で効力を失うが、国務大臣は命令によってこれを再施行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理命令はテロリズム関連活動への関与の防止又は制限のために必要と判断されたあらゆる要求・制限を課することができる。最大限の要求・制限として次のことが挙げられる。 (a) 16時間までの外出禁止。監視のため電子タグの装着も含まれる。 (b) 現在の自宅から数時間以上離れた場所への強制移住 (c) 携帯電話、コンピュータ、インターネットの使用禁止 (d) 指名された者との交流の禁止。事前の許可なく会合を調整し、又は訪問を受けることの禁止 (e) 就労又は就学に際して事前に通知し、又は許可を得る要求 (f) 極めて限定的な地域内に所在することの要求 (g) 海外渡航の禁止 (h) 毎日警察に報告することの要求 (i) 海外への送金の禁止 ・管理命令の違反に対しては最高で5年の拘禁刑を科する。

<p>2011年テロリズム防止及び調査措置法</p>	<p>国籍を問わず、国務大臣がテロリズム関連活動への関与を合理的に認める者（2015年対テロリズム及び安全保障法により、テロリズム関連活動への関与の蓋然性が高いと判断する者に改正された）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年テロリズム防止法を廃止する。 ・ 国務大臣は、裁判所の許可に基づいて、通知によって対象者の自由権を制限するテロリズム防止及び調査措置（terrorism prevention and investigation measures: TPIM）を発動する。緊急時は裁判所の許可は事後でもよい。 ・ TPIMを発動するための審理は、事前許可、指示審理、再審査審理の3回行われ、事前許可においては対象者不在かつ未通知の状態で審理を行うことができる。またそれ以外の審理においても、部分的な非公開審理を行うことができる。 ・ TPIMは1年間効力を有し、さらに1年延長することができる。延長回数は「新しいテロリズム関連活動」の証拠が浮上しない限り、1回を上限とする。 ・ 対象者はTPIMの変更を求める申請を国務大臣に行うことができる。また国務大臣は、措置に対して必要と判断した変更を行うことができる。 ・ TPIMが延長、又は一度失効した後回復修正されたとき、対象者は命令の延長、回復の破棄等を求めて上訴を行うことができる。 ・ 国務大臣はTPIM権限の行使について3か月ごとに議会に報告を行い、テロリズム法制の独立審査官は2011年法の運用に関する審査の報告書を1年ごとに国務大臣に提出し、国務大臣はこれを議会に提出する。 ・ TPIMを発動し、延長し、変更し、又は回復する権限は法律制定の5年後（2016年12月14日）に失効するが、命令によって5年延長することができる。 ・ 欧州人権条約からの適用除外を必要とする措置は発動できない。 ・ 議会の解散から次期議会の召集までの間、緊急の必要が生じた場合には、国務大臣は暫定的強化テロリズム防止及び調査措置（temporary enhanced terrorism prevention and investigation measures）を発動し、通常のTPIMより強い要求又は制限を課することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TPIMはテロリズム関連活動への関与の防止又は制限のために必要と判断された要求・制限（詳細は「2011年テロリズム防止及び調査措置法附則第1の概要」を参照）を課することができる。最大限の要求・制限として次のことが挙げられる。 (a) 指定された住居における夜間滞在の要求。監視のため電子タグの装着も含まれる。 (b) 対象者の同意なく地元からの強制移住を強いられない（2015年対テロリズム及び安全保障法による改正で自宅から200マイルまでの強制移住が可能となった）。 (c) 最低限の権利としてインターネット接続のない携帯電話1台、固定回線でインターネット使用可能なコンピュータ1台が認められる。ただし機器の検査、パスワード開示等に従うこと。 (d) 指名された者との交流の禁止。事前の通知なくその他の者と交流することの禁止 (e) 就労又は就学に際して事前に通知し、又は許可を得る要求 (f) 限定地域内に所在する義務はないが、指定された場所（例：空港）に立ち入ることの禁止（2015年対テロリズム及び安全保障法による改正で、指定された地域からの移動を禁止することが可能となった） (g) 事前の許可を得ない海外渡航の禁止 (h) 毎日警察に報告することの要求 (i) 海外への資産移転の制限。資産の詳細を開示する要求 ・ TPIMの違反に対しては最高で5年（連合王国内又は指定地域内からの移動禁止の違反に対しては最高10年）の拘禁刑を科する。
----------------------------	---	--	--

(注1) 法律制定当初は、実質的な自宅軟禁に相当する24時間の外出禁止命令がこれに該当すると考えられていた。ただし、2005年テロリズム防止法が制定された2005年3月11日から2011年12月14日に廃止されるまでの間、DCOは一度も定められることがなかった。David Anderson, *Control Orders in 2011: Final Report of the Independent Reviewer on the Prevention of Terrorism Act 2005*, Norwich: The Stationery Office, 2012, p.25. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228614/9780108511417.pdf>

(出典) 筆者作成。

別表2は、イギリス政府が2003年に策定して、その後改訂を繰り返してきた対テロリズム戦略 CONTEST が掲げる4つの柱である追跡 (Pursue)、防止 (Prevent)、防護 (Protect)、準備 (Prepare) を政策項目ごとに細分化し、それぞれに該当するこれまでの対テロリズム法の主な内容を当てはめた上で、その変遷をたどるものである。政策項目の細分化及び法規定の仕分けは筆者の判断で行った。CONTEST については次の資料を参照。岡久慶「英国の対国際テロリズム戦略—CONTEST—」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.198-226. (<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998403_po_024109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

(注1) この項目のより詳細な情報は別表2: テロリスト容疑者に対して発動可能な特別措置を参照。

(注2) 欄中 () 内の低、中、高は、それぞれの証明難易度を reasonable suspicion (低)、reasonable belief (中)、on balance of probabilities (高) という相対的評価で示したものである。この難易度評価は、2010年11月9日に公表された両院合同人権委員会における2010年テロリスト資産凍結等法を巡る審議における議論を基に便宜筆者が判断した。House of Lords House of Commons Joint Committee on Human Rights, Legislative Scrutiny: Terrorist Asset Freezing etc Bill (Second Report); and other Bills: Fourth Report of Session 2010-11, 12 November 2010, pp.5-6. (<<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201011/jtselect/jtrights/53/53.pdf>>)

(注3) 既に1986年公共秩序法によって、人種に基づく憎悪を煽ることは犯罪とされており、ユダヤ教徒及びシク教徒に対する憎悪扇動にはこれが適用されていたが、イスラム教徒には同様の保護規定がないため、当該の措置が強く求められていた。よってこの法律は特にイスラム教徒の保護を目的としたものであり、イスラム教徒の反発をいかねない政策にバランスをとったものと考えられる。

(出典) 筆者作成。

別表2 2000年テロリズム法以降のテロ関連立法と主な内容の変遷

テロ関連立法と制定趣旨		追 跡 (Persue)						
		<早期発見、実行阻止、責任者の訴追> ●対テロリズム権限の有効性、目的と手段のバランスの見直し ●容疑者訴追能力の向上 ●法的手続における安全保障関連情報の適切な取扱い ●他国、国際機関との協力						
		逮捕・訴追に至っていない容疑者(注1)				テロリズムに関連する海外渡航の制限	逮捕後訴追前の容疑者拘留期間	警察官による任意の職務質問と身体検査
対象者	要件(注2)	措置	解除条件					
2000年テロリズム法	テロリズムの定義、テロ組織指定の枠組み、捜査権限等を定める対テロリズムの基本となる法律						●7日間	●副警察署長以上の判断 ●28日間指定地域内で有効 ●期間は延長可能
2000年調査権限規制法	通信傍受、通信データの取得等の過程で人権を守るための枠組みを定める法律							
2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法	2000年テロリズム法を補い、容疑者の出国、収監、資産対策強化等を定める法律	外国籍者	●国務大臣が国家安全保障の脅威となると合理的に認め(中)、 ●テロリスト容疑者であると合理的に疑う(低)者	●出国 ●刑務所への収監	●出国 ●特別移民再審査委員会による裁定			
2003年刑事司法法	刑事裁判の迅速化と治安判事裁判所の量刑権限強化を目的とした法律						●14日間	
2004年民間緊急事態法	非常事態に対する対応計画策定と事態収拾のための国務大臣権限を定める法律							
2005年テロリズム防止法	2001年法のテロ容疑者の出国、収監措置を、行動制限をかける管理命令に代える法律	国籍不問	●国務大臣が合理的根拠に基づいてテロリズム関連活動への関与を疑う(低)者(適用除外しない管理命令) ●テロリズム関連活動への関与の蓋然性が高いと判断する(高)者(適用除外する管理命令)	●管理命令(外出、居住、移動、通信等に関する制限)	●管理命令の更新停止 ●裁判所における裁定	●管理命令の対象者であれば制限可能		
2006年人種的及び宗教的憎悪禁止法	宗教に基づく憎悪の扇動を禁止する法律							
2006年テロリズム法	テロリズムの奨励等間接的な支援を犯罪化し、容疑者の拘留期間延長等を定める法律						●28日間	●指定された地域に隣接する内水に適用 ●指定された内水に適用
2008年対テロリズム法	対テロリズムの情報収集能力の向上、罰則の強化等を図る法律			●管理命令対象者から指紋・DNAの採取が可能				
2009年警察活動及び犯罪法	警察改革等を規定する法律							
2010年テロリスト資産凍結等法	テロリスト行為への資金提供防止を加盟国に義務づける国連安保理決議1373を国内法化する法律							
2011年テロリズム防止及び調査措置法	2005年法を廃止し、管理命令に代わってテロリズム防止及び調査措置を導入する法律	国籍不問	●国務大臣がテロリズム関連活動への関与を合理的に認める(中)者	●テロリズム防止及び調査措置(外出、住居、移動、通信等に関する制限。管理命令より緩い)	●措置後2年経過 ●裁判所における裁定	●テロリズム防止及び調査措置の対象者であれば制限可能		
2012年自由保護法	労働党政権下で進んだ「権威主義」と自由と人権の「侵害」を改め、「国家権力の侵害から個人の権利を回復する」ための法律(連立政権政策プログラムにおける公約)						●14日間。緊急時には28日間	●当該地域がテロの標的になるという合理的な疑いがある場合 ●副警察署長以上の判断に基づく許可 ●14日間指定地域内 ●延長不可。新規許可の発行は可能
2014年データ保全及び調査権限法	2000年調査権限規制法を補足する法律							
2015年対テロリズム及び安全保障法	テロリズムに関連する海外渡航を制限し、テロリズムへの誘因に対応することを公共機関に義務づける法律	国籍不問	●国務大臣がテロリズム関連活動への関与の蓋然性が高いと判断する(高)者	●テロリズム防止及び調査措置(住居に関する制限を強化、火器等の所持、社会復帰プログラムへの参加の義務等を追加)	●出国予定者の渡航文書の一時的押収(国外におけるテロリズム関連活動の目的が疑われる者) ●帰国の阻止又は特別な条件の義務づけ(国外におけるテロリズム関連活動に関与したことが疑われる帰国者) ●出国する旅客・乗員の事前チェック、特定の旅客の排除を旅客輸送業者に義務づけ			

イギリスの2011年テロリズム防止及び調査措置法—テロリスト容疑者対策の変遷—

追 跡 (Pursue)		防 止 (Prevent)	防 護 (Protect)	準 備 (Prepare)		
		<根本原因への対処>	<脆弱性の低減> ●国境警備の強化 ●交通網の脆弱性低減 ●インフラの復旧力向上 ●人混み場所の安全向上	<テロ攻撃が発生した場合の影響の緩和、要員・資源の配置> ●戦争、テロ、災害、伝染病対応 ●復旧力の蓄積 ●警察、消防の協同 ●テロ攻撃時の通信 ●情報の共有		
テロリスト資産対策	通信傍受	その他	人々がテロリズムに誘引されることを阻止、必要な支援の実施	交通機関の警備体制強化	その他	テロリズムが発生した際の即応体制
●テロリスト資産を定義 ●その所有及び利用、資金及びマネーロンダリングを禁止 ●最高10年の拘禁刑	●国務大臣の傍受令状により情報機関が通信傍受 ●公的機関の然るべき者の要請により通信事業者に通信データを開示させる権限	●令状に基づくテロリズムに関連する場所・施設の立入調査 ●容疑認定目的の指紋採取	<直接参加の防止> ●指定テロ組織への所属・支援を犯罪化 ●最高10年の拘禁刑	●港湾、国境地域等で検査官がテロリズムに関係する疑いを認めた者に対し、その所有物、搭乗船舶及び航空機を捜索する権限		
●テロリスト資産について銀行に対して情報提供を命令することを可能とする。 ●当該外国人、外国政府の資産凍結		●身元認定目的の指紋採取	<参加助長環境の是正> ●暴行、器物破損等の犯罪において宗教的憎悪を加重事由とする。	●航空機内、飛行場における令状なしの逮捕を可能とする(2002年警察改革法に基づき廃止)。		
						●地方自治体及び緊急事態サービス等による緊急事態対応計画の策定 ●国務大臣が緊急事態規則を制定し、必要なあらゆる措置を実施
			<参加助長環境の是正> ●宗教に基づく憎悪を煽ることを犯罪化 ●最高10年の拘禁刑(注3)			
		●令状に基づくテロリズムに関連する者の所有する場所・施設の立入調査	<参加奨励の防止> ●テロリズム奨励等を禁止 ●最高7年の拘禁刑	●港湾、国境地域等における検査官の捜索権限対象に車輦を含める。		
●欧州経済領域外の国や者について、金融機関等に対して、監視、報告、取引停止等の指示を可能とする。		●訴追中のテロリスト容疑者を尋問することを可能とする。 ●押収対象でない文書を一時的に確保する権限		●テロリズムに使われる可能性のある警官、軍人、情報機関関係者の情報の取得・公開を禁止 ●最高10年の拘禁刑 ●テロリズムの容疑で有罪宣告を受けた者の警察への定期的出頭、住所等個人情報提出を義務づけ		
				●国内主要な空港の安全計画の策定を義務づけ		
●財務省が指定した者に金融業者等がサービス提供することを禁止						
	●通信事業者に最長1年分の通信データの保存を義務づけ ●傍受令状の効果は海外に及ぶことを明記					
●テロリストの脅迫による資産引渡しに対する保険会社の保険金支払いを犯罪化 ●最高14年の拘禁刑	●通信データの定義の改正(IPアドレスについて特定の人物又は機器と結びつけるためのデータを含むことと定義)		<参加助長環境の是正> ●人々がテロリズムに誘引されることの防止を教育機関、地方自治体等に義務づけ			

2011年テロリズム防止及び調査措置法

Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011 (c.23)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶訳
調査及び立法考査局英米法研究会訳*

【目次】

公衆をテロリズムから守る新体制

- 第1条 管理命令の廃止
- 第2条 テロリズム防止及び調査措置の発動
- 第3条 条件Aから条件Eまで
- 第4条 テロリズム関連活動への関与

新たなテロリズム関連活動がない場合の措置の発動に関する2年の制限期間

- 第5条 TPIM通知に係る2年の制限期間

措置の発動に係る裁判所の審査

- 第6条 裁判所の事前許可
- 第7条 緊急の場合：裁判所への照会等
- 第8条 指示審理
- 第9条 再審査審理

協議の要件

- 第10条 テロリズム関連活動に対する犯罪捜査

措置を継続する必要性の審査

- 第11条 措置を継続する必要性の審査

TPIM通知に関する変更

- 第12条 措置の変更
- 第13条 TPIM通知の撤回及び効力回復
- 第14条 破棄等が行われたTPIM通知の差替え
- 第15条 TPIM通知等の破棄に係る他の規定

上訴と裁判所の手続

- 第16条 上訴
- 第17条 この法律に基づく決定に関する裁判権
- 第18条 措置に関連する手続

その他の保護条項

- 第19条 この法律に基づく権限の行使についての報告書
- 第20条 この法律の運用の審査
- 第21条 TPIM権限の失効及び廃止
- 第22条 第21条：補足規定

* この翻訳は、Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011 (c.23) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/23/contents/enacted>) に Counter-Terrorism and Security Act 2015 (c.6) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/6/contents/enacted>) による改正を反映して訳出したもので、英米法研究会の2012年8月から2015年9月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、廣瀬淳子、山田邦夫、前橋奈保子、伊藤暁子、田村英彰、萩原真由美、河島太朗、田中嘉彦、前澤貴子、重田正美、黒川直秀、近藤倫子、松井祐次郎、井樋三枝子、岡久慶である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。脚注も訳者によるものである。以下、インターネット情報は、2015年11月30日現在である。

執行

第23条 犯罪

第24条 立入り等の権限

第25条 指紋及び採取物

強化措置の暫定的発動

第26条 強化措置を発動する暫定的な権限

第27条 第26条：補足規定

最終規定

第28条 通知

第29条 財政的及び補足的規定

第30条 解釈等

第31条 簡略題名、施行及び適用

[長文題名]

管理命令を廃止し、テロリズム防止及び調査措置の発動を定める法律。

[2011年12月14日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を受けてこれにより、並びに同様の権能により、この法律を次のように制定する。

公衆をテロリズムから守る新体制

第1条 管理命令の廃止

(管理命令を発動する権限を付与する) 2005年テロリズム防止法を廃止する。

第2条 テロリズム防止及び調査措置の発動

- (1) 国務大臣⁽¹⁾は、第3条のAからEのいずれの条件も満たされる場合には、通知（以下「TPIM [terrorism prevention and investigation measures] 通知」という。）によって、個人に対して指定されたテロリズム防止及び調査措置を発動することができる。
- (2) この法律において「テロリズム防止及び調査措置」とは、附則第1（テロリズム防止及び調査措置）によって個人に関して定めることのできる要求、制限及びその他の規定をいう。
- (3) この条及び附則第1第1部において「指定された」とは、TPIM 通知において指定されていることをいう。
- (4) 国務大臣は、附則第1第2条（旅行に関する措置）によって個人に制限を課するか否かを決定するに当たり、考慮に入れるのが適切と認める要素を公表しなければならない⁽²⁾。

(1) 現行制度においては警察、治安関係に責任を有する内務大臣 (Secretary of State for the Home Department) がこれに該当する。

(2) 2015年対テロリズム及び安全保障法 (Counter-Terrorism and Security Act 2015 c.6、以下「2015年法」) 第17条に基づく追加規定である。

第3条 条件Aから条件Eまで

- (1) 条件Aは、当該個人が、テロリズム関連活動（以下「関連活動」という。）に関与しているか、関与したことがあることについて、国務大臣が蓋然性が高いと判断する⁽³⁾こととする。
- (2) 条件Bは、関連活動の一部又は全部が、新たなテロリズム関連活動であることとする。
- (3) 条件Cは、公衆をテロリズムの危険から保護することに関連した目的に照らして、テロリズム防止及び調査措置を当該個人に発動することが必要であると国務大臣が合理的に認めることとする。
- (4) 条件Dは、当該個人によるテロリズム関連活動への関与を防止し、又は制限することに関連した目的に照らして、指定されたテロリズム防止及び調査措置を当該個人に発動することが必要であると、国務大臣が合理的に認めることとする。
- (5) 条件Eは、次の第(a)号又は及び第(b)号に掲げるとおりとする。
 - (a) 裁判所が、第6条に基づき、国務大臣に許可を与えること。
 - (b) 事件の緊急性に鑑み、第(a)号の許可を得ることなくテロリズム防止及び調査措置を当該個人に発動することが必要であると、国務大臣が合理的に認めること。
- (6) この条において「新たなテロリズム関連活動」とは、次の各号のいずれかのものをいう。
 - (a) 当該個人に関連するTPIM通知がこれまでに効力を有していない場合には、（この法律の施行前後を問わず）いかなる時であれ発生したテロリズム関連活動
 - (b) 当該個人に関連するTPIM通知がこれまでに1件のみ効力を有している場合には、その通知が発効した後に発生したテロリズム関連活動
 - (c) 当該個人に関連するTPIM通知がこれまでに2件以上効力を有している場合には、最新の通知が発効した後に発生したテロリズム関連活動

第4条 テロリズム関連活動への関与

- (1) この法律の目的に照らして、テロリズム関連活動への関与とは、次に掲げる1つ又はそれ以上のものをいい、この法律の目的に照らして、問題となるテロリズム行為が特定のテロリズム行為であるか、又はテロリズム行為全般であるかは、重要でないものとする。
 - (a) テロリズム行為の実行、準備又は教唆
 - (b) テロリズム行為の実行、準備又は教唆を容易にし、又は容易にすることを意図した行為
 - (c) テロリズム行為の実行、準備又は教唆を助長し、又は助長することを意図した行為
 - (d) 第(a)号に該当する行為⁽⁴⁾に関与していると、当該個人が、知り又は信じている個人に対して、支援又は援助を与える行為
- (2) この法律の目的に照らして、テロリズム関連活動への個人の関与が発生したのがこの法律施行の前であるか、又は後であるかは重要でないものとする。

(3) 2015年法第20条に基づき、「合理的に認める」から改正された。

(4) 元々は第(a)号から第(c)号までに該当する行為と規定されていたが、2015年法第20条によって、定義を絞る形で改正された。

新たなテロリズム関連活動がない場合の措置の発動に関する2年の制限期間

第5条 TPIM通知に係る2年の制限期間

- (1) TPIM通知〔の効力〕については、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
 - (a) 当該通知が当該個人に送達された時、又は遅くとも、当該通知においてこの目的に照らして指定された時に、発効すること。
 - (b) 1年間効力を有すること。
- (2) 国務大臣は、延長が行われなければTPIM通知が失効する時から1年の期間、TPIM通知を〔別途の〕通知により、延長することができる。
- (3) TPIM通知〔の延長〕については、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
 - (a) 条件A、条件C及び条件Dが満たされる場合に限り、第(2)項に基づき、延長を行うことができること。
 - (b) 1回に限り、延長を行うことができること。
- (4) この条は、特に第13条（TPIM通知の撤回及び効力回復）及び第14条（破棄等が行われたTPIM通知の差替え）に従うものとする。

措置の発動に係る裁判所の審査

第6条 裁判所の事前許可

- (1) この条は、国務大臣が次の第(a)号及び第(b)号に掲げることを行う場合に適用する。
 - (a) 個人に関し、関連する決定を行うこと。
 - (b) 当該個人に関する措置を発動するための許可を、裁判所に申請すること。
- (2) 当該申請は、TPIM通知案の草案を備えていなければならない。
- (3) 当該申請に関する裁判所の職務は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げることとする。
 - (a) 国務大臣の関連する決定が明白に誤りであるか否かを決定すること。
 - (b) 当該個人に関する措置を発動するための許可を与えるか否か、及び（適用されうる場合において）第(9)項に基づく指示の権限を行使するか否かを決定すること。
- (4) 裁判所は、次の各号に掲げる場合においても、申請の審査を行うことができる。
 - (a) 当該個人が不在であるとき。
 - (b) 当該申請について当該個人が通知を受けていないとき。
 - (c) （当該個人が当該申請について知っていた場合において）裁判所に対する陳述の機会が当該個人に与えられていないとき。
- (5) ただし、第(4)項の規定は、裁判所規則に定めることができる事項を制限するものではない。
- (6) 申請について決定するに当たり、裁判所は、司法審査の申請に関して適用されうる諸原則を適用しなければならない。
- (7) 裁判所が、条件A、条件B又は条件Cが満たされるという国務大臣の決定が明白に誤りであると決定する場合において、裁判所は、この条に基づく許可を与えることはできない。
- (8) その他の場合には、裁判所は、この条に基づき許可を与えることができる。
- (9) 裁判所が、条件Dが満たされるという国務大臣の決定が明白に誤りであると決定する場合においては、裁判所は、（第(8)項に基づく許可を与えることに加えて）当該個人に

対して発動される措置に関して、国務大臣に対して指示を行うことができる。

(10) この条において、「関連する決定」とは、次の各号に掲げる条件が満たされる決定をいう。

- (a) 条件 A
- (b) 条件 B
- (c) 条件 C
- (d) 条件 D

第 7 条 緊急の場合：裁判所への照会等

附則第 2（緊急の場合：裁判所への照会等）⁽⁵⁾ に定めるとおりとする。

第 8 条 指示審理

(1) この条は、裁判所が次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げることを行う場合に適用する。

(a) 個人に措置を発動するため、第 6 条に基づく許可を与えること。

(b) 附則 2 第 4 条第 (3) 項に基づき（同第 4 条第 (2) 項に従うか否とを問わず）、個人に措置を発動する TPIM 通知を承認すること。

(2) 裁判所は、当該許可を与え、又は当該通知を承認する審理において、追加の審理（以下「指示審理」という。）の指示を与えなければならない。

(a) 指示審理は、（当該指示又はその後の指示において）裁判所が別に指示しない限り、関連日から起算して 7 日以内の期間に開かれるものとする。

(b) 指示審理は、当該個人が、出席する機会を与えるものとする。

(3) 裁判所が第 6 条に基づく許可を与えるためにこの条が適用される場合において、当該個人に当該 TPIM 通知が送達されていないときは、第 (2) 項に基づく指示は当該個人に送達してはならない⁽⁶⁾。

(4) 指示審理において、裁判所は、当該個人に対する措置の発動に関し、追加の審理（以下「再審査審理」という。）の指示を与えなければならない。

(5) 第 (4) 項に基づく指示は、再審査審理が合理的に実行可能な限り速やかに開かれることを定めなければならない。

(6) この条における「関連日」とは、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に定めるものをいう。

(a) 第 (1) 項第 (a) 号が適用される場合においては、措置を発動する当該 TPIM 通知が当該個人に送達される日

(b) 第 (1) 項第 (b) 号が適用される場合においては、裁判所が当該 TPIM 通知を承認する日

第 9 条 再審査審理

(1) 第 8 条第 (4) 項に基づく指示に従って開かれる再審査審理において、裁判所の職務は、関連する条件が満たされかつ満たされ続けているという国務大臣の決定を再審査することとする。

(5) 早急に TPIM 通知を発動する必要性があり、裁判所の事前許可を得ることが適切でない場合における、事後の許可獲得の手続を定める。

(6) これは、当該個人（TPIM 対象者）が不在、かつ未通知の状態で TPIM の事前許可が審理される場合に、抜き打ち効果を維持するための規定である。

- (2) 再審査に当たり、裁判所は、司法審査の申請に関して適用されうる諸原則を適用しなければならない。
- (3) 裁判所[による再審査審理]については、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該個人が、裁判所に要求したときは、再審査審理を中断しなければならない。
- (b) その他いかなる状況にあっても再審査審理を中断することができる。
- (4) 裁判所は、国務大臣と当該個人に陳述の機会を与えることなく、第(3)項第(b)号に基づいて再審査審理を中断することができない。
- (5) 裁判所は、再審査審理に関して、次の各号に掲げる権限（かつ、これらの権限に限る。）を有する。
- (a) 当該 TPIM 通知を破棄する権限
- (b) 当該 TPIM 通知において指定された措置を破棄する権限
- (c) 国務大臣に対し次の (i) 又は (ii) に関する指示を与える権限
- (i) 当該 TPIM 通知の撤回
- (ii) 当該 TPIM 通知において指定された措置の変更
- (6) 裁判所が第(5)項に基づくいかなる権限をも行使しない場合には、裁判所は、当該 TPIM 通知が効力を継続すると決定しなければならない。
- (7) 裁判所が第(5)項第(b)号又は第(c)号(ii)に基づく権限を行使するときは、裁判所は、その権限の行使に従い当該 TPIM 通知が効力を継続すると決定しなければならない。
- (8) この条において「関連する条件」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) 条件 A
- (b) 条件 B
- (c) 条件 C
- (d) 条件 D

協議の要件

第 10 条 テロリズム関連活動に対する犯罪捜査

- (1) 国務大臣は、次の第(a)号又は第(b)号に掲げる場合に先立って、第(2)項に掲げる事項について、然るべき警察隊の長と協議しなければならない。
- (a) 個人に対する措置を発動するための許可を第6条に基づき申請するとき。
- (b) 第3条第(5)項第(b)号が適用される場合（事件の緊急性に鑑み、裁判所の許可を得ることなく措置を発動することが必要な場合）において、個人に対する措置を発動するとき。
- (2) 協議すべき事項は、当該個人をテロリズム関連犯罪で訴追する目的に照らして現実的に用い得る証拠があるか否かとする。
- (3) 「然るべき警察隊」とは、次の第(a)号又は第(b)号に掲げる警察隊をいう。
- (a) 当該個人によるテロリズム関連犯罪の実行を捜査中の警察隊
- (b) 当該個人によるテロリズム関連犯罪の実行が捜査の対象となることを国務大臣に認識させた警察隊
- (4) 国務大臣が個人に対し TPIM 通知を送達する場合には、国務大臣は、然るべき警察隊の長に対し、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる事項について報知しなければならない。
- (a) TPIM 通知が送達されたこと。

- (b) 警察隊の長は、第(5)項に基づく義務に従い行動しなければならないこと。
- (5) 警察隊の長は、第(4)項に定める事項について報知を受けた場合には、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる義務を負う。
- (a) 当該個人の行為に対して行う捜査を、テロリズム関連犯罪で当該個人を訴追することを目的として、TPIM通知が効力を有する間絶えず見直しの対象とすること。
- (b) 第(a)号に基づき遂行された見直しの結果を、国務大臣に報告すること。
- (6) 警察隊の長は、第(1)項に定める協議に対する回答に先立ち、関係訴追機関と協議しなければならない。
- (7) 警察隊の長は、適切であると認める範囲において、第(5)項第(a)号に基づく義務を遂行するに際しても、関係訴追機関と協議しなければならない。
- (8) 「関係訴追機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズにおいて訴追される可能性のある犯罪にあつては、公訴局⁽⁷⁾の長官
- (b) スコットランドにおいて訴追される可能性のある犯罪にあつては、然るべき検察官
- (c) 北アイルランドにおいて訴追される可能性のある犯罪にあつては、北アイルランド公訴局長官
- (9) 第(1)項又は第(6)項に基づく協議義務は、この法律が成立する以前に、協議の全部又は一部が行われていたことにより、その義務を果たしたものとすることができる。
- (10) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「警察隊の長」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズの警察管区に配置されている警察隊にあつては、当該警察隊の長
- (b) 1967年スコットランド警察法に基づいて配置された警察にあつては、当該警察本部長
- (c) 北アイルランド警察にあつては、当該警察本部長
- (d) 重大組織犯罪対策機構⁽⁸⁾にあつては、同機構の長
- (e) スコットランド犯罪及び麻薬取締局にあつては、同局の長
- 「警察隊」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズの警察管区に配置されている警察隊
- (b) 1967年スコットランド警察法に基づいて設置された警察
- (c) 北アイルランド警察
- (d) 重大組織犯罪対策機構
- (e) スコットランド犯罪及び麻薬取締局

措置を継続する必要性の審査

第11条 措置を継続する必要性の審査

TPIM通知が効力を有する間、国務大臣は、条件C及び条件Dが満たされるか否かを絶えず審査しなければならない。

(7) Crown Prosecution Service. 刑事事件の訴追を担当する公的機関。日本の検察庁に該当する。

(8) 2013年犯罪及び裁判所法(Crime and Courts Act 2013 c.22)に基づいて、2013年、国家犯罪対策庁(National Crime Agency)に改組された。

TPIM 通知に関する変更

第 12 条 措置の変更

- (1) 国務大臣は、次の各号いずれかに該当する場合には、通知（以下「変更通知」という。）によって TPIM 通知において指定された措置を変更することができる。
 - (a) 変更が措置の緩和又は解除から成る場合
 - (b) 変更が当該個人の同意を得てなされる場合
 - (c) 当該個人のテロリズム関連活動への関与を防止し又は制限することに関連した目的に照らして、変更が必要であることを国務大臣が合理的に認める場合
- (2) TPIM 通知に係る当該個人は、当該 TPIM 通知において指定された措置の変更を国務大臣に申請することができる。
- (3) 国務大臣は、第 (2) 項に基づき行われた申請を審査しなければならない。
- (4) 第 (2) 項に基づく申請は、書面で行わなければならない。
- (5) 国務大臣は、通知によって、第 (2) 項に基づく申請に関連して、当該通知が指定する期間内に、当該個人からの追加情報の提供を要求することができる。
- (6) 国務大臣は、第 (5) 項に基づき要求された情報が、同項に定める通知に従って提供されない限り、申請をさらに審査することを要しない。
- (7) 第 (1) 項に基づく変更は、当該変更通知が送達された時、又は遅くとも、当該変更通知においてこの目的に照らして指定された時に、発効する。
- (8) 第 (1) 項に基づく権限は、申請が第 (2) 項に基づいて行われたか否かを問わず、行使することができる。
- (9) 次の第 (a) 号又は第 (b) 号の TPIM 通知に関して、第 (1) 項に基づく権限は、当該 TPIM 通知がその回復に基づき復活した時に発効するように、第 13 条第 (6) 項に基づく当該 TPIM 通知のいかなる回復にも先立って、（特に）当該 TPIM 通知に関して行使することができる。
 - (a) 第 5 条第 (2) 項に基づき延長されることなく失効したもの
 - (b) 撤回されたもの
- (10) 第 (9) 項の場合において、第 13 条第 (6) 項の目的に照らして条件 D が満たされるか否かについては、第 (1) 項に基づく権限の行使の結果、TPIM 通知において指定された措置を参照することによって決定される。

第 13 条 TPIM 通知の撤回及び効力回復

- (1) 国務大臣は、いかなる時であれ、通知（以下「撤回通知」という。）により TPIM 通知を撤回することができる。
- (2) TPIM 通知の撤回は、当該撤回通知が送達された時又は当該撤回通知の中でこの目的に照らして指定された時に発効するものとし、両者が異なる場合には後者に従うものとする。
- (3) TPIM 通知に係る当該個人は、当該 TPIM 通知の撤回を国務大臣に申請することができる。
- (4) 国務大臣は、第 (3) 項に基づき行われた申請を審査しなければならない。
- (5) 第 (1) 項に基づく権限は、申請が第 (3) 項に基づいて行われたか否かを問わず、行使することができる。
- (6) 国務大臣は、条件 A、条件 C 及び条件 D が満たされる場合にはいかなる時であれ、通

知（以下「回復通知」という。）により次の第(a)号又は第(b)号に掲げる TPIM 通知を回復することができる。

(a) 第5条第(2)項に基づき延長されることなく失効したもの

(b) 撤回されたもの

(7) 回復の権限は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定に基づき行使することができる。

(a) 第(6)項第(a)号又は第(b)号。当該 TPIM 通知が以前に撤回され及び回復されたことがあるか否かは問わないものとする。

(b) 第(6)項第(b)号。当該 TPIM 通知が第5条第(2)項に基づき延長されたことがあるか否かは問わないものとする。

(8) ただし、第(6)項第(b)号に基づく回復の権限は、TPIM 手続において裁判所の指示により国務大臣が撤回を要求された TPIM 通知を回復するために行使されてはならない。

(9) 回復された TPIM 通知 [の効力] については、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする⁽⁹⁾。

(a) 当該回復通知が送達された時、又は遅くとも、当該回復通知においてこの目的に照らして指定された時に効力を復活すること。

(b) 次の(i)又は(ii)に定めるいずれかの期間、効力を有すること。

(i) (回復された通知が失効していた場合) 1年間

(ii) (回復された通知が撤回されていた場合) 当該 TPIM 通知が撤回されていなかったならば効力を継続していたであろう期間

第14条 破棄等が行われた TPIM 通知の差替え

(1) この条は、次の第(a)号又は第(b)号に掲げるいずれかの場合に適用する⁽¹⁰⁾。

(a) TPIM 通知、TPIM 通知の延長又は TPIM 通知の回復が、TPIM 手続において破棄されている場合

(b) TPIM 通知が、TPIM 手続において裁判所から与えられた指示に従い、国務大臣により撤回されている場合

(2) 当該差替 TPIM 通知は、無効となった通知について、破棄又は撤回がなければ効力を継続していたであろう期間、効力を有する。

(3) 無効となった通知が第5条第(2)項に基づき延長されていた場合（当該延長が破棄されている場合を含む。）において、当該差替 TPIM 通知は、第5条第(2)項に基づき延長されてはならない。

(4) テロリズム関連活動が、無効となった通知による措置の発動との関連において新たなテロリズム関連活動であった場合には、これを当該差替 TPIM 通知による措置の発動との関連においても新たなテロリズム関連活動として扱うものとする。

(5) 無効となった通知の発効後に起きたテロリズム関連活動は、当該差替 TPIM 通知の発効により新たなテロリズム関連活動でなくなることはないものとする。

(6) 第(2)項から第(5)項までの規定は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる場合には当該差替通知には適用しない。

(9) この項の規定により、いかなる場合においても、TPIM 通知が延長を含めて2年を超えて効力を有することはない。

(10) この条は細かい不備の点で TPIM 通知が破棄、撤回を余儀なくされ、その不備を補う形で新しい TPIM 通知を発動した場合を想定している。この新規通知は差替えという扱いとなり、有効期間等に関して、元の通知がそのまま継続したものと想定して扱われる。

- (a) (第3条における意義に従い) 関連活動の一部又は全部が、無効となった通知の発効後に起きた場合
- (b) 国務大臣が、これらの項の規定を当該通知に適用すべきではないと決定した場合
- (7) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
「新たなテロリズム関連活動」の意義は、第3条に定めるものと同一である
「無効となった通知」とは、第(1)項における破棄又は撤回に係る TPIM 通知をいう。
「差替 TPIM 通知」とは、第(1)項における破棄又は撤回後に、無効となった通知に係る当該個人に措置を発動する最初の TPIM 通知をいう。

第15条 TPIM 通知等の破棄に係る他の規定

- (1) TPIM 通知、TPIM 通知の延長、TPIM 通知の回復又は TPIM 通知において指定された措置を破棄するための TPIM 手続における権限は、次の第(a)号又は第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいては、指定された期間又は破棄する決定に対する上訴若しくは追加の上訴の間、当該破棄を停止する権限
- (b) スコットランドにおいては、指定された期間又は破棄する決定に対する上訴若しくは追加の上訴の間、当該破棄は効力を有しないと決定する権限
- (2) TPIM 通知において指定された措置を破棄するための TPIM 手続における決定、又は(第14条の規定による場合を除き) TPIM 手続において、TPIM 通知、TPIM 通知の延長若しくは TPIM 通知の回復を破棄し、若しくはこれらに関し国務大臣に対して指示を与える決定は、国務大臣が次の第(a)号又は第(b)号に掲げるいずれかを行うことを妨げない。
- (a) (決定に係る措置と同一又は類似の効力であるか否かを問わず) この法律に基づき措置を発動する権限を行使すること。
- (b) (この法律に基づいて決定に係る措置又は当該 TPIM 通知に関する権限を行使するに当たり、根拠となるか否かを問わず) 第(a)号に基づく権限を行使する目的に照らしてあらゆる事項の全部又は一部を根拠とすること。
- (3) 附則第3(有罪決定に対する上訴)⁽¹¹⁾に定めるとおりとする。

上訴と裁判所の手続

第16条 上訴

- (1) 国務大臣が TPIM 通知を延長し又は回復する場合には(第5条第(2)項又は第13条第(6)項を参照)、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該 TPIM 通知に係る個人は、当該延長又は回復に対して裁判所に上訴することができる。
- (b) 第(1)項第(a)号に基づく上訴に関する裁判所の職務は、条件 A、条件 C 及び条件 D が満たされ、かつ満たされ続けているという国務大臣の決定を再審査することとする。
- (2) 国務大臣が TPIM 通知において指定された措置を当該 TPIM 通知に係る個人の同意なく変更する場合(かつ、当該変更が措置の緩和又は解除で構成されない場合)には(第12条第(1)項第(c)号を参照)、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。

(11) TPIM 通知が破棄された場合に、同措置に違反し有罪判決を受けた者が、当該判決に対して上訴を行うための手続を定める。

- (a) 当該個人は、当該変更に対して裁判所に上訴することができる。
 - (b) 第(a)号に基づく上訴に関する裁判所の職務は、当該個人のテロリズム関連活動への関与を防止し又は制限することに関連した目的に照らして、当該変更が必要であり、かつ必要であり続けているという国務大臣の決定を再審査することとする。
- (3) TPIM 通知に係る個人が、当該 TPIM 通知において指定された措置の変更を国務大臣に申請する場合には（第 12 条第(2)項を参照）、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該個人は、当該申請に関する国務大臣のいかなる決定に対しても裁判所に上訴することができる。
 - (b) 第(a)号に基づく上訴に関する裁判所の職務は、当該個人のテロリズム関連活動への関与を防止し又は制限することに関連した目的に照らして、当該申請に係る措置が必要であり、かつ必要であり続けているという国務大臣の決定を再審査することとする。
- (4) TPIM 通知に係る個人が、当該 TPIM 通知の撤回を国務大臣に申請する場合には（第 13 条第(3)項を参照）、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該個人は、当該申請に関する国務大臣のいかなる決定に対しても裁判所に上訴することができる。
 - (b) 第(a)号に基づく上訴に関する裁判所の職務は、条件 A、条件 C 及び条件 D を満たし、かつ満たし続けているという国務大臣の決定を再審査することとする。
- (5) TPIM 通知に係る個人が、国務大臣に許可を申請する場合には、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該個人は、当該申請に関する国務大臣のいかなる決定（許可の条件についての決定を含む。）に対しても、裁判所に上訴することができる。
 - (b) 第(a)号に基づく上訴に関する裁判所の職務は、当該決定を再審査することとする。
- (6) 第(1)項から第(5)項に掲げる事項を決定するに当たり、裁判所は、司法審査の申請に関して適用され得る諸原則を適用しなければならない。
- (7) この条に基づく上訴に関する裁判所の権限は、次の各号に掲げるものに限る。
- (a) 当該 TPIM 通知の延長又は回復を破棄する権限
 - (b) 当該 TPIM 通知において指定された措置を破棄する権限
 - (c) 国務大臣に対し次の(i)又は(ii)に関する指示を与える権限
 - (i) 当該 TPIM 通知の撤回
 - (ii) 当該 TPIM 通知が指定する措置の変更
 - (d) 国務大臣に対して許可又は許可の条件に関する指示を与える権限
- (8) 裁判所は、第(7)項に基づくいかなる権限をも行使しない場合には、当該上訴を棄却しなければならない。
- (9) この条において、「許可」とは、TPIM 通知において指定された措置の目的に照らした許可をいう（特に、附則第 1 第 13 条を参照）。

第17条 この法律に基づく決定に関する裁判権

- (1) TPIM 決定は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号を除くいかなる法的手続においても争点となることはない。
 - (a) 裁判所における手続
 - (b) 第 (a) 号に基づく裁判所における手続に対する上訴を受けての手続
- (2) 裁判所は、1998年人権法第7条の目的に照らし、その全部又は一部が TPIM 決定を争点とする裁判手続に関する然るべき裁定機関とする。
- (3) この法律において、「TPIM 決定」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 第2条から第15条までのいずれかの条、又は附則第1若しくは第2に基づく権限の行使又は義務の遂行において国務大臣により行われた決定
 - (b) 第 (a) 項にいう権限の行使又は義務の遂行の目的に照らして、又はこれらに関連して、国務大臣により行われた決定
 - (c) 附則第1第4条（移動の指示に関する措置）又は同附則第10条第(1)項第(b)号（報告に関する措置）によって指示を与える権限を与えられた、警察官による決定
 - (d) 附則第1第12条第(2)項第(d)号（監視に関する措置）によって指示を与える権限を与えられた者による決定

第18条 措置に関連する手続

- (1) 法律問題に関する事項を除き、TPIM 手続における裁判所のいかなる決定に対しても上訴は認められない。
- (2) 次に掲げる第 (a) 号又は第 (b) 号についてのいかなる決定に対しても、国務大臣を除き何人も上訴は認められない。
 - (a) 第6条に基づく許可の申請
 - (b) 附則第2に基づく照会
- (3) 附則第4（テロリズム防止及び調査措置に関連する手続）⁽¹²⁾に定めるとおりとする。

その他の保護条項

第19条 この法律に基づく権限の行使についての報告書

- (1) 国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるところに従わなければならない。
 - (a) この法律が成立した月から起算して3か月の期間ごとに、第(2)項に掲げる権限の行使についての報告書を作成すること。
 - (b) 議会に第 (a) 号に基づく報告書を一部提出すること。
- (2) 第(1)項にいう権限は、この法律に基づいて次の各号を行う国務大臣の権限とする。
 - (a) 第2条に基づき TPIM 通知により個人に対し措置を発動すること。
 - (b) 第5条第(2)項に基づき TPIM 通知を延長すること。
 - (c) 第12条に基づき TPIM 通知を変更すること。
 - (d) 第13条第(1)項に基づき TPIM 通知を撤回すること。
 - (e) 第13条第(6)項に基づき TPIM 通知を回復すること。
- (3) 報告書の作成及び提出に関する第(1)項に基づく当該義務は、当該報告書に係る3か

(12) TPIM に関わる法的手続について、裁判所規則制定の権限を含めた細かい規定を設ける。

月が経過した後、合理的に実行可能な限り速やかに遂行しなければならない。

- (4) 第(5)項に従った上で、この条においては、第21条に基づき国務大臣のTPIM権限が失効し又は廃止された後の期間に関しては、第22条第(2)項に定める28日の期間を除いて、報告書の作成を要しない。
- (5) 第21条に基づき国務大臣のTPIM権限が回復される場合には、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも従うものとする。
 - (a) 第(1)項第(a)号にいうこの法律が成立した月とは、当該回復が発効する月をいうものと見なすこと。
 - (b) この条がこれに従って適用されること。

第20条 この法律の運用の審査

- (1) 国務大臣は、この法律の運用を審査する者（以下「独立審査官」という。）を指名しなければならない。
- (2) 各暦年につき、独立審査官は1月31日までに国務大臣に対し、この条に基づく審査であって当該年に当該審査官が遂行することを意図しているものを（あれば）報知しなければならない。当該審査は、当該年の内に、又は当該年の後、合理的に実行可能な限り速やかに完了しなければならない⁽¹³⁾。
- (3) （2015年対テロリズム及び安全保障法第45条第3項に基づき削除）
- (4) 独立審査官は、審査が完了した後、合理的に実行可能な限り速やかに、第(2)項の規定に基づき遂行された審査の結果についての報告書を、国務大臣に送付しなければならない。
- (5) 国務大臣は、第(4)項に基づく報告書を受領したときは、議事に当該報告書を一部提出しなければならない。
- (6) 国務大臣は、独立審査官に次の第(a)号及び第(b)号に掲げる支払いを行うことができる。
 - (a) この条に基づく審査官の職務を遂行した際に発生した費用
 - (b) 国務大臣が決定した手当
- (7)～(9) （2015年対テロリズム及び安全保障法第45条第3項に基づき削除）

第21条 TPIM権限の失効及び廃止

- (1) この条において別段の規定が設けられていない限り、国務大臣のTPIM権限は、この法律が成立した日から起算して5年の期間が経過した時点で失効する。
- (2) 国務大臣は、制定法に基づく法的文書により定めた命令によって、次の各号に掲げることを行うことができる。
 - (a) 国務大臣のTPIM権限を廃止すること。
 - (b) いかなる時点においても、5年を超えない期間、国務大臣のTPIM権限を回復すること。
 - (c) 国務大臣のTPIM権限について、次の(i)及び(ii)に掲げるとおり定めること。
 - (i) 第(1)項又はこの項に基づく命令に従えば、本来失効する時点においても失効しない。
 - (ii) (i)にいう時点以降、5年を超えない期間、効力を継続する。
- (3) 国務大臣は、この条に基づく命令を定める前に、次の各号に掲げる者と協議しなければ

(13) 2015年法第45条第3項に基づき差し替えられた。

ばならない。

- (a) 第20条の目的に照らして指名された独立審査官
 - (b) 情報機関監視コミッショナー⁽¹⁴⁾
 - (c) 保安局⁽¹⁵⁾長
- (4) この条に基づく命令は、その草案が議会に提出され、各議院の決議によって承認されない限り定めることはできない。
- (5) 第(4)項は、当該命令が、緊急性の理由により、同項により必要とされる承認なく定めることを要するとする国務大臣の宣言が含まれる命令には適用されない。
- (6) 第(5)項に掲げる宣言を含む命令については、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 当該命令を定めた後、これを議会に提出すること。
 - (b) 当該命令を定めた日から起算して40日の期間が経過するまでに、各議院の決議によって承認されなかった場合には、この期間が経過した時点でその効力を失うこと。
- (7) 第(6)項に従って命令が効力を失った場合には、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも従うものとする。
- (a) 当該命令に依拠して既に行われたいかなる措置にも影響を与えないこと。
 - (b) 当該命令と同一又は類似の効力を持つ新たな命令を定めることを妨げないこと。
- (8) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「40日」とは、1946年委任立法法の第7条第(1)項に基づく期間として算定される40日をいう。
- 「国務大臣のTPIM権限」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) 第2条に基づきTPIM通知を発動する権限
 - (b) 第5条第(2)項に基づきTPIM通知を延長する権限
 - (c) 第12条第(1)項第(c)号に基づきTPIM通知を変更する権限
 - (d) 第13条第(6)項から第(9)項までに基づきTPIM通知を回復する権限

第22条 第21条：補足規定

- (1) この条は、国務大臣のTPIM権限が、第21条に基づき失効し、又は廃止されるときに適用する。
- (2) 失効又は廃止の直前まで効力を有しているTPIM通知は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
- (a) 失効又は廃止の日から起算して28日の期間、効力を継続すること。
 - (b) 当該期間が経過した時点で、国務大臣によって撤回されたものとして扱うこと。
- (3) 第(2)項第(a)号は、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも従うものとする。
- (a) 第12条第(1)項第(a)号又は第(b)号に基づく変更
 - (b) 撤回又は破棄
- (4) 第(5)項又は第(6)項に定める場合を除き、失効又は廃止の後にTPIM手続を継続し、又は開始することはできない。

(14) Intelligence Services Commissioner. 諜報機関及び軍の秘密活動部隊の権限及び義務の遂行、様々な大臣が諜報機関に対して活動遂行のため交付する令状等について監視を行う官職。

(15) Security Service. MI5の通称で知られる。テロリズム、諜報活動、妨害工作、外国勢力の工作員の活動等による国家安全保障上の脅威に対抗することを目的とした諜報機関。

- (5) TPIM 手続のうち第 (7) 項に掲げるものは、次の各号に掲げるいずれか 1 つ又はそれ以上について決定する目的に限り、失効又は廃止の後に継続し又は開始することができる。
- (a) TPIM 通知を破棄すべきか否か
 - (b) TPIM 通知によって発動された措置を破棄すべきか否か
 - (c) 附則第 2 第 4 条第 (4) 項に基づく宣言を行うか否か
- (6) TPIM 手続のうち第 (7) 項第 (a) 号から第 (c) 号までに掲げるものから生じた損害賠償又はその他の救済措置の手続は、失効又は廃止の後に継続し又は開始することができる。
- (7) 第 (5) 項及び第 (6) 項における TPIM 手続とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) 失効又は廃止の前に行われた、附則第 2 第 3 条に基づく照会
 - (b) 第 8 条第 (2) 項又は第 (4) 項に基づく指示に従った審理
 - (c) 第 16 条に基づく上訴
 - (d) 第 (a) 号から第 (c) 号までに掲げる手続における決定に関連する上訴又は追加の上訴
- (8) 国務大臣の TPIM 権限失効の後、第 21 条第 (2) 項第 (b) 号に基づいて当該権限が回復した場合には、次の第 (a) 号及び第 (b) 号のいずれにも従うものとする。
- (a) 第 3 条第 (6) 項の目的に照らして新たなテロリズム関連活動があるか否かを決定するに当たり、失効の前に効力を有していたものを含む、あらゆる TPIM 通知を考慮に入れること。
 - (b) 当該権限の失効が、次の (i) 又は (ii) に該当するあらゆる TPIM 通知に関して、回復後に権限を行使することを妨げないこと。なお、この号において「当該の 28 日の期間」とは、第 (2) 項第 (b) 号に掲げる権限の失効の日から起算する 28 日の期間をいう。
 - (i) 当該権限の失効前又は当該の 28 日の期間に、失効し又は撤回されたもの
 - (ii) この条の第 (2) 項第 (b) 号に従って、当該の 28 日の期間が経過した時点で撤回されたものとして扱われたもの

執行

第 23 条 犯罪

- (1) 個人は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号のいずれにも該当する場合には、有罪とする。
- (a) TPIM 通知が当該個人に関して効力を有すること。
 - (b) 当該個人が、合理的な免責事由なく、当該 TPIM 通知において指定された措置に違反していること。
- (1A) 個人が、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる条件に該当する場合には、第 (1) 項第 (b) 号は同号に掲げる行為に関して、「合理的な免責事由なく」の文言がないものとして効力を有する⁽¹⁶⁾。
- (a) 附則第 1 第 2 条（旅行に関する措置）に基づく措置の対象であること。
 - (b) 連合王国を出るか、連合王国外を旅行していること。
- (2) 当該個人が、附則第 1 により、国務大臣から、当該許可がなければ第 (1) 項の措置の違反となる行為の許可を受けている場合であっても、当該個人が、当該許可の条件に従わずその行為を行った場合には、当該措置に違反したこととする。
- (3) 第 (1) 項に基づいて有罪となった個人は、次の各号のいずれかの刑に処する。

(16) 2015 年法第 17 条に基づく追加規定である。

- (a) 正式起訴による有罪宣告によって、5年以下の禁固若しくは罰金又はその併科
 - (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12か月以下の禁固若しくは法定上限額以下の罰金刑又はその併科
 - (c) 北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6か月以下の禁固若しくは法定上限額以下の罰金又はその併科
 - (d) スコットランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、12か月以下の禁固若しくは法定上限額以下の罰金又はその併科
- (3A) 個人が、旅行に関する措置に違反することで第(1)項に基づく犯罪を行った場合には、第(3)項第(a)号は「5年」が「10年」に差し替えられたものとして効力を有する⁽¹⁷⁾。
- (4) 2003年刑事司法法第154条第(1)項の施行前に犯した犯罪に関しては、第(3)項第(b)号において12か月とあるのは、6か月と読み替えるものとする。
- (5) 個人が、第(1)項に基づく犯罪について、裁判所により、又は裁判所において有罪判決を受けた場合には、裁判所が当該犯罪に関して次の各号のいずれをも行うことは認められない。
- (a) 2000年刑事裁判所権限(判決)法第12条第(1)項第(b)号に基づく命令(条件付釈放)
 - (b) 1995年刑事手続(スコットランド)法第227A条に基づく命令(奉仕活動命令)
 - (c) 1996年刑事司法(北アイルランド)命令(S.I.1996/3160(N.I.24))第4条第(1)項第(b)号に基づく命令(北アイルランドにおける条件付釈放)

第24条 立入り等の権限

附則第5(立入り、搜索、押収及び保全の権限)に定めるとおりとする。

第25条 指紋及び採取物

附則第6(指紋及び採取物)に定めるとおりとする。

強化措置の暫定的発動⁽¹⁸⁾

第26条 強化措置を発動する暫定的な権限

- (1) 国務大臣は、緊急性の理由から必要であると認める場合には、次の第(a)号を始期とし第(b)号を終期とする期間において、暫定的強化 TPIM 命令を発することができる。
- (a) 議会の解散
 - (b) 当該解散後に最初に集会した議会の最初の女王演説
- (2) 暫定的強化 TPIM 命令は、国務大臣が、テロリズム関連活動への関与があるか、関与があった蓋然性が高いと判断した個人に対し、通知による強化措置を発動する権限を国務大臣に付与するための、又はこれに関連する規定を定める命令とする。
- (3) 強化措置とは、次の各号に掲げる要求、制限又はその他の規定をいい、この目的に照らして、次の各号における「指定された」とは国務大臣によって強化 TPIM 通知の中で指定されていることをいう。

(17) 2015年法第17条に基づく追加規定である。

(18) 第26条及び第27条は非常事態において、通常の TPIM より強力な措置を導入することを可能とする規定である。本来であれば該当する非常事態においては、緊急法である強化テロリズム防止及び調査措置法案が審議されることになるが、議会在解散し対応が難しい場合の暫定的措置として、命令により同法案に似た規定を導入することを可能としている。本号解説記事のIIを参照。

- (a) 個人に対する制限で、次に掲げる、当該個人が住む住居に関するもの
 - (i) 連合王国内の指定された住居に住む要求⁽¹⁹⁾
 - (ii) 国務大臣の許可なく当該住居に他の者を住まわせないこととする要求
 - (iii) 指定した時間内に、当該住居にとどまる要求
 - (b) 指定された地域から離れることに関する個人に対する制限
 - (c) 附則第1の次の条の規定のいずれかに該当する要求、制限又はその他の規定
 - (i) 第2条から第6条まで
 - (ii) 第7条第(1)項、第(2)項及び第(4)項から第(6)項まで⁽²⁰⁾
 - (iii) 第9条から第12条まで
 - (d) 附則第1第8条第(1)項（附則第1第8条第(3)項を参照）の規定に該当する、次に掲げる要求、制限又はその他の規定
 - (i) 国務大臣の許可なく他の者と交流せず又は連絡しない要求⁽²¹⁾——この要求は、（許可を求めることなく）当該個人が、国務大臣に指定された者又は指定された種類の者と交流し、及び連絡することを認める規定を含む。
 - (ii) 他の者と交流し又は連絡する前に国務大臣に通知する要求——この要求は、（告知することなく）当該個人が、指定された者又は指定された種類の者と交流し及び連絡することを認める規定を含む。
 - (iii) 附則第1第8条第(2)項第(c)号に該当する種類の要求——この要求は、この号の(i)又は(ii)における種類の規定によって認められる交流又は連絡に、特に関連づける。
 - (e) 附則第1第2部の規定に該当する規定。
- (4) 第(5)項から第(10)項までに定めるところを除き、暫定的強化 TPIM 命令により定める当該規定は、この法律の関連する規定に該当しなければならない。
- (5) 暫定的強化 TPIM 命令については、次の各号に掲げるとおりとする。
- (a) 強化 TPIM 通知と通常の TPIM 通知を異なる通知としなければならない。
 - (b) いかなる時においても、強化 TPIM 通知と通常の TPIM 通知が特定の個人に関して同時に効力を有しないこととしなければならない。
 - (c) いかなる時においても、特定の個人に対する暫定的強化 TPIM 命令の適用が、この法律の当該個人への適用に影響を与えないようにすることができる（逆の例にも適用）。
- (6) 第3条に該当する暫定的強化 TPIM 命令の規定は、以下の第(a)号及び第(b)号に従うための、係る条に含まれる規定の然るべき変更を含まなければならない。
- (a) 条件 A を、個人が、テロリズム関連活動に関与しているか、関与したことがあることについて、国務大臣が蓋然性が高いと判断しない限り、暫定的強化 TPIM 権限を当該個人に関して行使できないとする条件に差し替えること。
 - (b) 条件 D を次に掲げるものに差し替えること。
 - (i) 得られる結果が条件 D と同じである。
 - (ii) 暫定的強化 TPIM 権限によって発動される措置の一部又は全部が通常の TPIM 通知によって発動することができないものでない限り、暫定的強化 TPIM 権限を個人に

(19) 通常の TPIM ではできない、国内の強制移住を課することが可能となる。

(20) ここに含まれていない第(3)項は、①固定回線電話、②固定回線でインターネットに繋がったコンピュータ、③インターネットに繋がらない携帯電話を、最低でもそれぞれ1つは所有と利用を認めるという規定を設けており、よって暫定的強化 TPIM 命令では通信機器の所有と利用について完全禁止を課することが可能となる。

(21) TPIM は指名した者との交流・連絡に対して要求・制限を課することができるが、暫定的強化 TPIM 命令においては不特定多数の者との交流・連絡に要求・制限を課することが可能となる。

関して行使できない。

- (7) 第5条第(1)項に該当する暫定的強化 TPIM 命令の規定は、各強化 TPIM 通知が、暫定的強化 TPIM 権限が第27条第(1)項に従って（これに先立つ通知の撤回、破棄に従った上で）効力を失うときに効力を停止するための、同項に含まれる規定の然るべき変更を含まなければならない。
- (8) 附則第1に該当する暫定的強化 TPIM 命令の規定は、これが国务大臣の権限で発動される強化措置であることを明確にするために、同附則に含まれる規定の然るべき変更を含まなければならない。
- (9) 暫定的強化 TPIM 命令は、この条に従った強化 TPIM 権限設定の結果として、又はこれに関連して、然るべき規定（この法律の関連する規定に含まれた規定の然るべき変更を含む）を定めることができる。
- (10) 暫定的強化 TPIM 命令は、暫定的強化 TPIM 命令が効力を失うことに関連した、経過規定及び留保規定（強化 TPIM 権限が効力を失った後でも、強化 TPIM 通知が28日を超えない期間、効力を継続するとする規定も含む）を定めるための然るべき規定を定めることができる。
- (11) 暫定的強化 TPIM 命令によって定めることのできる規定は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものを含む。
- (a) 法規（この法律に含まれた法規を含む）を（修正の有無を問わず）適用する規定
 - (b) 国务大臣又はその他の者に職務（国务大臣又はその他の大臣にあっては立法的性格の職務を含む）を付与する規定
- (12) 国务大臣は、次の第(a)号又は第(b)号に該当する規定を暫定的強化 TPIM 命令に含めるに当たり、スコットランド大臣の同意を得なければならない。
- (a) 議会制定法に含まれていた場合には、スコットランド議会の立法権限に含まれるものであること。
 - (b) その他スコットランド議会に職務を付与するものであること。
- (13) ただし、第(12)項は、次の第(a)号又は第(b)号に該当する強化 TPIM 命令の規定には適用しないものとする。
- (a) この法律に含まれ、又はこの法律により改正された法規を（修正の有無を問わず）適用するもの
 - (b) その他、第(a)号にいう法令に該当するもの

第27条 第26条：補足規定

- (1) 暫定的強化 TPIM 命令は、指定された経過規定及び留保規定を除いて、次の第(a)号又は第(b)号に掲げる時点で、効力を失うものとする。
- (a) 国务大臣が命令を定める日から起算して90日の期間が経過した時点
 - (b) 命令に定める（もしあれば）、第(a)号に掲げられた期日より早い時点
- (2) 国务大臣は、適切であると認める場合には、（国务大臣が第26条第(1)項により暫定的強化 TPIM 命令を定める権限を定める権限を有するか否かを問わず）命令によって暫定的強化 TPIM 命令の一部又は全部を撤回することができる。
- (3) 次の第(a)号又は第(b)号に掲げるいずれかの命令を定めた後、国务大臣は実行可能な限り速やかに、各議院に当該命令を一部ずつ提出しなければならない。
- (a) 暫定的強化 TPIM 命令

- (b) 暫定的強化 TPIM 命令のいずれかの規定を撤回する命令
- (4) 暫定的強化 TPIM 命令によって行われたいかなることも、当該暫定的強化 TPIM 命令が効力を失うことの影響を受けない。
- (5) 第 26 条及びこの条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

「適切」とは、変更又はその他の規定に関連して、国務大臣が適切と認めることをいう。
「指定された経過規定及び留保規定」とは、この条の目的に照らして、暫定的強化 TPIM 命令において経過規定及び留保規定として指定された暫定的強化 TPIM 命令の規定をいう。

「法規」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (a) 1978 年解釈法における意義に従い、従位立法に含まれる法規
- (b) スコットランド議会制定法に含まれ、又はそれに基づく法的文書中にある法規
- (c) 北アイルランド議会制定法に含まれ、又はそれに基づく法的文書中にある法規
- (d) ウェールズ国民議会の法令又は制定法に含まれ、若しくはそれに基づく法的文書中にある法規

「強化措置」の意義は、第 26 条第 (3) 項に定めるところによる。

「強化 TPIM 通知」とは、強化 TPIM 権限を行使するための通知をいう。

「強化 TPIM 権限」とは、第 26 条第 (2) 項に定める強化措置を発動する権限をいう。

「この法律の関連する規定」とは、次の各号に掲げるものを除いて、この法律のすべての規定をいう。

- (a) 第 1 条（管理命令の廃止）
- (b) 第 5 条第 (2) 項及び第 (3) 項（TPIM 通知の延長）
- (c) 第 13 条第 (6) 項第 (a) 号（TPIM 通知の失効後の効力回復）
- (d) 第 21 条（TPIM 権限の失効及び廃止）及び第 22 条（第 21 条：補足規定）
- (e) 第 26 条及びこの条
- (f) 第 29 条（財政的及び補足的規定）
- (g) 第 31 条第 (1) 項及び第 (2) 項（簡略題名及び施行）
- (h) 附則第 7（軽微かつ派生的改正）及び附則第 8（経過規定及び留保規定）

「通常の TPIM 通知」とは、第 2 条に基づく通知をいう。

「暫定的強化 TPIM 命令」の意義は、第 26 条第 (2) 項に定めるところによる。

最終規定

第 28 条 通知

- (1) 国務大臣が個人に対して TPIM 通知、回復通知又は延長通知を送達する場合において、国務大臣は、次の各号に掲げる情報を、追加の通知により当該個人に提供しなければならない。なお、回復又は延長通知の場合においては、「TPIM 通知」とは、その通知によって回復され又は延長された TPIM 通知をいう。
 - (a) 当該 TPIM 通知が効力を有する期間
 - (b) 当該 TPIM 通知が発効する日、又は発効した日
 - (c) 当該 TPIM 通知が失効する日
- (2) 個人は、次の各号に掲げる通知が当該個人に対して直接送達されない限り、当該通知

によって拘束されることはないものとする。

- (a) TPIM 通知
 - (b) 回復通知
 - (c) 措置を緩和し若しくは解除する変更又は当該個人の同意を得た変更のいずれの通知でもない限りにおいて、変更通知
- (3) 個人は、延長通知が次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるいずれの条件をも満たさない限り、当該延長通知によって拘束されないものとする。
- (a) 当該個人に直接送達されること。
 - (b) 当該延長通知に係る TPIM 通知が失効する前に、第 (a) 号のとおり送達されること。
- (4) 次の各号に掲げるいずれの通知も、当該通知に係る個人に送達されなければならない。
- (a) 撤回通知
 - (b) 第 (2) 項第 (c) 号が適用されない限りにおいて、変更通知
 - (c) 承認通知
- (5) 次の各号に掲げるいずれの通知も、国務大臣によって原本であると認定された書類によって、証明することができる。
- (a) TPIM 通知
 - (b) 延長通知
 - (c) 撤回通知
 - (d) 回復通知
 - (e) 変更通知
 - (f) 承認通知
- (6) ただし、それ以外の手段により第 (5) 項で掲げた通知を証明することを妨げるものではない。
- (7) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「承認通知」とは、第 (1) 項に基づく通知をいう。
- 「延長通知」とは、第 (5) 条第 (2) 項に基づく通知をいう。
- 「回復通知」の意義は、第 13 条第 (6) 項に定めるものと同様である。
- 「撤回通知」の意義は、第 13 条第 (1) 項に定めるものと同様である。
- 「変更通知」の意義は、第 12 条第 (1) 項に定めるものと同様である。

第 29 条 財政的及び補足的規定

- (1) 国務大臣は、TPIM 通知において指定された措置に関連して、電子的又はその他の手段により遂行することが必要と認める監視に関連して援助を確保するために、適切と認める者と契約又はその他の取り決めを結ぶことができる。
- (2) 次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるものは、議会によって定められた資金から支出されるものとする。
- (a) この法律に定めるところにより、国務大臣又は大法官⁽²²⁾が負担する費用
 - (b) 他の制定法に基づいて、議会によって定められた資金から支出される金額のうち、この法律に基因する増額分
- (3) 附則第 7 (軽微かつ派生的改正) に定めるところとする。

(22) Lord Chancellor. 司法部の独立性の維持や裁判官の任命に責任を有する官職。現在では司法大臣と兼務する。

(4) 附則第 8（経過規定及び留保規定）に定めるとおりとする。

第 30 条 解釈等

(1) この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

「行為 [act]」及び「行為 [conduct]」とは、不作為及び言明を含む。

「テロリズム行為」とは、2000 年テロリズム法（同法第 1 条第 (5) 項を参照）における意義に従い、テロリズムの目的に照らしてとられる行動から成るものをいう。

「条件 A」、「条件 B」、「条件 C」、「条件 D」又は「条件 E」とは、第 3 条に掲げる条件をいう。

「裁判所」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a) 主たる住所がスコットランドにある個人に関連する手続にあつては、民事上級裁判所外院⁽²³⁾

(b) 主たる住所が北アイルランドにある個人に関連する手続にあつては、北アイルランド高等法院

(c) その他の場合には、イングランド及びウェールズの高等法院

「措置」とは、（第 2 条に定める意義に従う）テロリズム防止及び調査措置をいう。

「通知」とは、書面での通知をいう。

「テロリズム」の意義は、2000 年テロリズム法（同法第 1 条第 (1) 項から第 (4) 項までを参照）に定めるものと同様である。

「テロリズム関連活動」及び（テロリズム関連活動に関する）「関与」とは、第 4 条に従って解釈するものとする。

「TPIM 決定」とは、第 17 条に定めるものをいう。

「TPIM 通知」とは、第 2 条第 (1) 項に定めるものをいう。

「TPIM 手続」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a) 第 6 条に基づく許可の申請を受けての手続

(b) 附則第 2 に基づく照会を受けての手続

(c) 第 8 条第 (2) 項に基づく指示に従い開かれる指示審理を受けての手続

(d) 第 8 条第 (4) 項に基づく指示に従い開かれる再審査審理を受けての手続

(e) 第 16 条に基づく上訴を受けての手続

(f) 第 17 条第 (2) 項による手続

(g) 附則第 4 第 6 条（匿名を要する命令の申請）に基づき定める裁判所規則により行われた申請を受けての手続

(h) TPIM 決定を争点とする（TPIM 決定から生じた損害賠償又はその他の救済措置を含む）その他の手続

(2) 国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる場合においても、テロリズム関連活動を、個人に対する措置の発動を継続し、又は引き続いて発動することの目的に照らして考慮することを妨げられない。

(a) 個人に関する TPIM 通知が発効している場合

(b) 当該 TPIM 通知の発効により、当該 TPIM 通知の発効前に起きたテロリズム関連活動が、第 3 条第 (6) 項の目的に照らして当該個人に関する（同条同項における意義に従い）新たなテロリズム関連活動でなくなった場合

(23) 民事上級裁判所はスコットランドにおける民事裁判の最高裁判所であり、外院ではその第一審を執り行う。

- (3) 第3条に定める「新たなテロリズム活動」の定義の目的に照らし、第13条第(6)項に基づき TPIM 通知が回復される場合には、当該通知の発効とは、第5条第(1)項による通知の発効（第13条第(9)項による通知の復活ではない）をいうものとする。
- (4) 個人にいかなる措置を発動することができるかを決定する目的に照らし、当該措置により防止され、又は制限されるテロリズム関連活動への関与が、条件 A の目的に照らして国務大臣の確信に係る事項と関連しているか否かは重要ではない。
- (5) 国務大臣が、次の第(a)号又は第(b)号に関する個人の申請を審査しない場合には、国務大臣は TPIM 通知を撤回せず、又は変更しない決定を行ったものとして扱う。
 - (a) 当該 TPIM 通知の撤回
 - (b) 当該 TPIM 通知において指定された措置の変更
- (6) 第(2)項から第(5)項までの規定は、この法律の目的に照らして適用される。

第31条 簡略題名、施行及び適用

- (1) この法律は、2011年テロリズム防止及び調査措置法として呼称される。
- (2) この法律は、成立した日の翌日に施行される。
- (3) この法律は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。
- (4) 女王陛下は枢密院令により、女王陛下が適切と考える修正を加えた上で、この法律の適用範囲をマン島に拡大することができる。

(おかひさ けい)

2011年テロリズム防止及び調査措置法附則第1の概要

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

2011年テロリズム防止及び調査措置法（以下「2011年法」）附則第1は、ある者がテロリズム関連活動に関わっているという疑いがあるときに、本則第2条に基づいて国務大臣がテロリズム防止及び調査措置（以下「TPIM」）として当該者（以下「対象者」）に発動することのできる、一連の要求及び制限を定めている。本稿では2015年対テロリズム及び安全保障法（以下「2015年法」）による修正を踏まえて、同附則の概要を述べる。

第1部 措置

第1部はTPIMとして発動可能な具体的措置を定めている。

第1条 夜間の住居に関する措置

- ・対象者が、指定された期間、指定された住居（自宅若しくは国務大臣が指定した施設）に居住し、又は指定された期間の夜間、指定された住居に滞在することを要求する。
- ・「夜間」の定義は法律では定められておらず、TPIM通知の中で定められる。判例法の前例に基づき、合理的に夜間と考えられる時間帯を指すものと考えられ、2005年テロリズム防止法に基づく管理命令では、夜間を含めた最長16時間の外出禁止命令が発動可能だったのに比べると緩和されている。
- ・対象者に、指定された住居の同居者又は同居予定者の身元について、国務大臣に通知することを要求できる。
- ・夜間外出の制限を課する場合には、当該住居から離れて外泊する許可を求めるための規定を設けなければならない。許可を与えるに当たっては、外泊先を国務大臣と対象者で合意した場所とし、又は外出時の移動に制限をかける等の措置をとることが可能となる。
- ・指定された住居が対象者の自宅でない場合には、対象者の同意がなくても、当該住居から200マイル⁽¹⁾を超えない場所での居住を要求することができる⁽²⁾。

第2条 旅行に関する措置

- ・対象者が、連合王国、又は当該個人が居住する場所を含めた国務大臣が指定する連合王国のあらゆる地域から移動することを制限する⁽³⁾。
- ・国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 移動に当たって国務大臣の許可を得ること。
 - (b) 移動に当たって国務大臣への通知を行うこと。
 - (c) 国務大臣の許可なく旅券や航空券等を所有、入手しないこと。
 - (d) 所有する旅券や航空券等の所有権を放棄すること。
- ・国務大臣は旅行に関する制限を課するに当たって、考慮に入れるのが適切と思料した要

(1) 約322km。日本に置きかえると、東京都から愛知県の距離である。

(2) 2011年法では、対象者の同意がない、又は住居がない場合を除いて、自宅以外での居住を要求されることはなかったが、2015年法第16条に基づく改正により、国務大臣が住居に関して大きな裁量権を持つことになった。

(3) 2011年法では、連合王国、グレートブリテン島、北アイルランドという大きな地理的単位の「地域」から出ることに對する制限が規定されていたが、2015年法第17条に基づく改正により、「地域」の定義をより細かく指定することが可能となった。

素（例：空港、交流が禁止された者との距離等）を公表しなければならない（本則第2条第(4)項参照）。

- ・ 連合王国外への、又は連合王国外の旅行を禁じる制限措置に対する違反は特に厳しく扱われ、正当な理由があることを訴えて免責を受けることができず、かつ最高刑も通常の拘禁刑5年ではなく10年が適用される（本則第23条第(1A)項及び第(3A)項参照）。

第3条 排除に関する措置

- ・ 対象者が、指定された地域若しくは場所（例：過激派のメンバーと接触をとることが予想される特定の通り、地域、街等）、又は指定された種類の場所（例：インターネットカフェ、空港）に立ち入ることを制限する。
- ・ 国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 立入りに当たって国務大臣の許可を得ること。
 - (b) 立入りに当たって国務大臣への通知を行うこと。
 - (c) 立入りに当たって特定の条件を満たすこと（例：警察官の同行）。

第4条 移動の指示に関する措置

- ・ 対象者が、警察官によって出される、移動に関する指示に従うことを要求する。
- ・ 移動の指示は、指定された他の措置を遵守する場合、又は対象者がこの法律の規定に従って課された条件として警察官が同行する場合でなければ出すことはできない。
- ・ 指示の効力は最長24時間持続する。

第5条 金融業務に関する措置

- ・ 対象者が金融サービスを利用することを制限する。
- ・ 国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 国務大臣の許可なく、指定口座1つ⁽⁴⁾以外の口座を持たないこと。
 - (b) 口座を解約するか、権利を放棄すること。
 - (c) 口座運用（指定口座を含む）及び金融商品の利用に当たって、指定された条件（例：口座明細書等の提供等）に従うこと。
 - (d) 国務大臣の許可なく一定額以上の現金（金融商品を含む）を所有、管理しないこと。

第6条 資産に関する措置

- ・ 対象者が資産を移転し、又は移転を受けることを制限し、資産内容を開示することを要求する。
- ・ 国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) イギリス国外への資産移転に当たって国務大臣の許可を得ること。
 - (b) イギリス国外への資産移転に当たって国務大臣への通知を行うこと。
 - (c) 資産移転に当たって特定の条件を満たすこと。
 - (d) 資産内容を国務大臣に開示すること。

(4) 連合王国の銀行又は住宅金融組合の口座で、事前に国務大臣に通知してあるものをいう。対象者は最低でも指定口座1つを持つことが許される。

第 6A 条 武器及び爆発物に関する措置⁽⁵⁾

- ・対象者の武器及び爆発物の所有を制限し、又は特定の条件に従うことを要求する。
- ・国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 攻撃用の兵器、模造小火器又は爆発物の所有を禁止すること。
 - (b) 小火器所持認可証又は散弾銃所持認可証の申請を禁止すること。

第 7 条 電子通信機器に関する措置

- ・対象者が、許可なく電子通信機器（コンピュータ、電話、FAX、その他インターネットとの接続を想定した機器）を所持し又は使用することを制限し、関連した要求を行う。
- ・対象者が、同じ住居にいる他の者の電子通信機器を所持し又は使用することも、制限及び要求の対象となる。
- ・国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 国務大臣の許可なく機器を所有し又は使用しないこと。
 - (b) 機器の所有又は使用に当たって特定の条件（例：国務大臣が提供した機器に限定する、使用に当たって監視を受ける、関係者が訪問して機器の検査を行う等）を満たすこと。
- ・国務大臣は対象者に対して、①固定回線電話、②固定回線でインターネットに繋がったコンピュータ、③インターネットに繋がらない携帯電話を、最低でもそれぞれ1つは所有と使用を認めなければならないが、これらの機器も上記 (b) の措置の対象となる。

第 8 条 交流に関する措置

- ・対象者が、指定された人物、又は指定された種類の人物（例：国外の人物）と交流し、又は連絡することを制限する。
- ・国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 交流／連絡に当たって国務大臣の許可を得ること。
 - (b) 交流／連絡に当たって国務大臣への通知を行うこと。
 - (c) 交流／連絡に当たって特定の条件を満たすこと。

第 9 条 就労、学習に関する措置

- ・対象者の就労又は学習を制限する。
- ・国務大臣は特に、次の要求又は制限を課することができる。
 - (a) 指定された、又は指定された種類の就労／学習（例：公共交通機関の仕事、化学工業の研究）に当たって、国務大臣の許可を得ること。
 - (b) あらゆる就労／学習に当たって国務大臣への通知を行うこと。
 - (c) あらゆる就労／学習に当たって特定の条件を満たすこと。

第 10 条 報告に関する措置

対象者に対して、指定された時間及び態様で特定の警察署に報告を行い、警察官の指示に従うことを要求する。

(5) 2015 年法第 18 条に基づく改正により追加された措置である。

第10A条 会合に関する措置⁽⁶⁾

対象者に対して、指定された者又は指定された種類の者との会合に出席することを要求する。指定される者には、保護観察官、公共職業安定所職員等が想定されている。

第11条 写真撮影に関する措置

対象者に対して、写真撮影に応じるよう要求する。

第12条 監視に関する措置

措置の対象者に対して、その移動、通信その他の活動を監視するため、協力するよう要求することができる。具体的には、必要手続きへの服従、指定機器（例：電子タグ）の着用、関連した指示の遵守が想定される。

第2部 許可と通知

第1部に定められた措置の多くは、特定の行動を行うに当たって、国務大臣の許可を得ること、又は国務大臣に通知することを義務づけている。ここでは、こうした許可及び通知がどのような手順で処理されるかを定める。

第13条 許可

国務大臣は、対象者が国務大臣の許可なく特定の行為を行えない旨のTPIM通知を発動する場合、許可申請時に提出すべき情報を知らせることができ、また許可の申請があったときに更なる情報提供を求めることができる。また許可を与えるに当たっては、通知でこれを知らせ、その中で様々な条件（例：特定情報の提供や警察官の同行）を課することができる。

第14条 通知

国務大臣は、対象者が国務大臣への通知を行うことなく特定の行為を行えない旨のTPIM通知を発動する場合、通知提出時に提供すべき情報を知らせることができ、また通知があったときに更なる情報提供を求めることができる。国務大臣から通知の受理とこれ以上の情報提供が必要でない旨の通知を下されない限り、対象者の通知は受理されたとみなさない。

第15条 国務大臣による通知を変更し、取り消す権限

国務大臣はこの附則に基づいて発動する通知をいつでも変更し、又は取り消すことが可能であり、許可に付随した条件も同様に変更可能である。

（おかひさ けい）

(6) 2015年法第19条に基づく改正により追加された措置である。